

令和6年第2回定例会会議録

招 集 年 月 日	令和6年3月7日（木曜日）			
招 集 場 所	伊江村議会議事堂			
開 議	3月8日 10時00分 渡久地政雄議長宣言			
散 会	3月8日 17時15分 渡久地政雄議長宣言			
出 席 議 員 （ 応 招 議 員 ）	1	渡久地 政 雄 議員	7	島 袋 勉 議員
	2	知 念 邦 夫 議員	8	島 袋 義 範 議員
	3	宮 城 弘 和 議員	9	亀 里 敏 郎 議員
	5	虻 江 修 議員		
	6	並 里 晴 男 議員	11	内 間 広 樹 議員
欠 席 議 員	10	名 嘉 實 議員		
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 山城直也君 主 査 金城成君			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	村 長	名城政英君	副 村 長	内間常喜君
	総務課長	西江忍君	福祉課長	島袋裕次君
	住民課長	平敷兼清君	会計管理者	玉城睦美君
	企画課長	島袋英樹君	農林水産課長	浦崎悟君
	建設課長	知念利次君	商工観光課長	金城幸人君
	教育行政課長	新城米広君	医療保健課長	万寿祥久君
	公営企業課長	玉城正朝君	農業委員会事務局長	知念浩司君
	総務課長補佐	古堅裕喜君		
議事日程及び会議に付した事件	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

令和6年第2回伊江村議会定例会議事日程（第2号）

令和6年3月8日（金）午前10時00分 開 議

日程	議案番号	件名
第1		一般質問（2人）
第2	報告第1号	令和6年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について
第3	報告第2号	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書の提出について
第4	報告第3号	伊江村陸上養殖場施設整備工事（R4）（建築・周辺整備）の専決処分の報告について
第5	報告第4号	伊江村陸上養殖場施設整備工事（R4）（機械設備）の専決処分の報告について
第6	報告第5号	伊江村陸上養殖場施設整備工事（R4）（電気設備）の専決処分の報告について
第7	報告第6号	伊江村総合運動公園野球場サブグラウンド整備工事の専決処分の報告について
第8	同意第1号	教育長の任命について
第9	議案第12号	村営アキナ地区土地改良事業の施行について
第10	議案第13号	伊江辺地に係る総合整備計画の策定について
第11	議案第14号	伊江村過疎地域持続的発展計画の変更について
第12	議案第15号	沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更について
第13	議案第16号	伊江島蒸留施設機能拡充事業整備工事（建築）の請負契約の変更について
第14	議案第17号	伊江村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第15	議案第18号	伊江村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第16	議案第19号	伊江村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第17	議案第20号	伊江村出産待機時の宿泊料の助成に関する条例を廃止する条例の制定について
第18	議案第21号	伊江村陸上養殖場施設の設置及び管理に関する条例の制定について
第19	議案第22号	伊江港荷さばき施設の設置及び管理に関する条例の制定について
第20	議案第23号	伊江村体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第21		令和6年度新規事業箇所等現場視察

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ただいまから、第2回伊江村議会定例会、2日目の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

(開議時刻10時00分)

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第1 昨日に引き続き一般質問を行います。

通告順次、発言を許します。

2番 知念邦夫議員の登壇を許します。2番 知念邦夫議員。

○ 2番 知 念 邦 夫 議員

皆さんおはようございます。去る3月6日島らっきょうの日のイベント、JA前のベランダにおきまして、村長はじめ当局の職員の皆さんの協力をいただき、大盛況に終わることができました。本当にありがとうございます。御礼を申し上げます。

通告に基づき一般質問を行います。1. アリモドキゾウムシの根絶はできないか。

本村の甘藷栽培は、青果出荷や甘藷ペースト加工出荷、菓子製造業へ出荷など村産業の重要な役割を担っております。また、他作物の連作障害防止の輪作栽培体系において、なくてはならない作物であります。

甘藷の病害虫でありますアリモドキゾウムシを根絶することにより、甘藷生産量の増加や移動制限の解除、それから地域経済発展に貢献できると考えられます。

そこで、以下の点について、村の見解を伺います。

① アリモドキゾウムシ根絶の自治体数は。②根絶申請をするにはどのような手続が必要か。の2点でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 名城政英君。

○ 村長 名 城 政 英 君

それでは知念邦夫議員の「アリモドキゾウムシの根絶はできないか」にお答えいたします。

アリモドキゾウムシ等の病害虫の防疫は農作物の損害の発生を抑制し、農業生産の安全及び助長を図る目的からも「植物防疫法」等に基づき各種取組が実施されております。県内ではアリモドキゾウムシが久米島で2013年（平成25年）、うるま市の津堅島で2021年（令和3年）に根絶が確認されている一方、同じく駆除対象のイモゾウムシは、現在、根絶に至っていない状況です。

1つ目「アリモドキゾウムシ根絶の自治体数は」についてお答えします。

県が根絶防除事業を実施した自治体数としては、久米島町とうるま市の2自治体でございます。なお、「植物防疫法施行規則」において、北緯30度以南の南西諸島は、アリモドキゾウムシが寄生するさつまいも属植物の「移動禁止地域」に定められており、その除外地域（根絶した地域）として津堅島、久米島、奥武島（沖縄県島尻郡久米島町）及びオーハ島となっております。

2つ目「根絶申請をするにはどのような手続が必要か」についてお答えします。

本村が新たに根絶防除事業に参加する場合の流れにつきましては、県において現在実施中の久米島町及び津堅島で根絶できていないイモゾウムシの根絶の見通しを踏まえた上で、事業の費用対効果等の検証を行い、本村での可能性の調査、地元農家との合意形成を経て国との協議を行い防除地域として決定する流れとなっております。

一方、現在においては不妊虫の大量増殖技術の確立や、その他モニタリング技術開発等の課題があるほか、事業対象地域となった場合は、感染した圃場の芋等の完全除去・廃棄への無償協力など地元の理解と協力が

必要不可欠であります。

いずれにしても、本村における芋の生産振興及び所得向上を図っていくために、ゾウムシ類の根絶防除事業を、久米島と津堅島の次に伊江村で実施できるよう県との調整及び要請を図ってまいります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

2番 知念邦夫議員。

○ 2番 知 念 邦 夫 議員

ただいまの自治体の久米島町とうるま市がありましたけれども、どのような方法で防除はされていたのでしょうか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

今、沖縄県がやっている防除の方法ですが、アリモドキゾウムシ、ゾウムシともに不妊虫の放出によって、この自然環境の中で卵を産まない虫を増やしていくという方法とフェロモントラップによって、フェロモンによって誘引して誘殺するという2種類の方法を実施していると伺っております。なおアリモドキゾウムシ、根絶したゾウムシについては、その技術が確立していると伺っているんですが、イモゾウムシについては、イモゾウムシに有効なフェロモンの開発がまだ道半ばであると伺っております。また不妊虫を増やすための人工飼料の開発にも経済性のある開発方法がまだ道半ばと伺っております。主に不妊虫とフェロモンによって根絶事業を実施しているというふうに伺っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

2番 知念邦夫議員。

○ 2番 知 念 邦 夫 議員

根絶地区の出荷実績ということで手元の資料を配っておりますけれども、実際伊江島でこの上の3件の久米島、うるま市、伊江島の実績は協同青果の資料となっております。この実績から見ても、過去近々ではないんですけれども、4年間の実績を見るとやはり伊江島は群を抜いて、久米島よりも3倍ということで実績があります。それと実際これは協同青果のみでございまして、下にはIさん、Yさんというのがありまして、そちらは加工お菓子業者に卸している実績でございまして、それはYさんのほうは全量まとめて加工しているんですけれども、Iさんのほうはあと5件ありまして、このIさんのほうはこれ掛ける2倍ぐらいはあるのではないかという感じで、やはり島にとって経済的にも相当の量を示していると思います。それでぜひこの根絶に向けてできないのかなど。それと今言った不妊虫はできなくても、フェロモンのテックス板あたりは島でも成功して抑制はできるのではないかと思いますけれどもいかがでしょうか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

このイモゾウムシ類の根絶事業につきましては、過去に平成22年と令和3年に島袋義範議員からの質問も同様にありまして、村としては要請を働きかけていきたいというふうに答えております。また今回も同様な回答になっておりまして、平成19年と平成13年という久米島町と津堅島で長い時間がかかっているのですぐに手を挙げて「じゃあ次、伊江村でやろう」という状況にもならないという御指摘も受けまして、県といろいろと確認をして連絡を取り合いました。フェロモンはやはりイモゾウムシについては、まだ難しいという状況にあるようです。この議会が終わりましたら、村内で一番生産しているのは今議員から提供いただいたこのお二方がお菓子メーカーに村内の出荷量の大きな部分を占めていると思いますので、県から今伺って

いる事業導入に当たっての条件があるので、この条件を付した上で10年から長ければ20年ぐらいのスパンでの根絶事業になるが、この条件でもできるのかという具体的な意見交換をして、環境整備を図りたいと思います。やはりどうしてもネックになるのが、答弁にも書いてあるんですが、発生した圃場の芋を撤去しないとイケないと。補償がないというところが、結構ネックだと思っていて、ここら辺も県にどうにかこの完全に無償で撤去するという条件について、もう少し何か方法がないのか相談をしながら、まずは大きな2法人と相談をしていきたいと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

2番 知念邦夫議員。

○ 2番 知 念 邦 夫 議員

分かりました。ちょっとハードルは難しいんですけども、話し合っていくということで理解しました。今回このアリモドキゾウムシの防除において、プリンスベイトという薬剤を使うんですけども、この裏のページにもありますけれども、今回3キロの袋なんですけれども、3,700円から約1,500円ぐらい去年より値上がりをしております。それで今回、交付金事業、物価高騰対策支援、地方創生臨時交付金において、該当していなかったんです。生産量の多い作物でありながら支援がなかったということで、これを村へ要望したいということの話がありました。その点について伺います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

農業団体が伊江村のほうに、議会の村民との意見交換会を踏まえてだと思えますが、様々な支援要請を文書において要請していただきました。その回答の中で昨日の一般質問にも関連するんですが、3年間ということではまずは実施させてほしいというふうに答えております。その中で今回補正に計上する新たな補助事業の中でも重点支援交付金を使って、農薬の補助も実施していこうと考えておりますので、この中には特にこの農薬は対象だとか、対象じゃないとかという農薬の種類によつての制限はしていないので、プリンスベイトも対象として補助を実施していきたいと考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

2番 知念邦夫議員。

○ 2番 知 念 邦 夫 議員

はい分かりました。それから近年この甘藷ですけれども、もとぐされ（基腐）病があると伺っております。このもとぐされ病というのはどういう病気か伺います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

もとぐされ病は平成30年、2018年に初めて国内で発生が確認された病気になっています。この病気が蔓延するとツルが枯れ、芋が腐り、収穫量が激減するということになっていて、令和3年においても新聞報道において県内の芋類の50%が、もとぐされ病によって、収穫が減になったというふうに大きく報道された経緯もあります。現在普及員とも聴き取りをしていると、三、四か所の圃場で局所的にもとぐされ病が発生しているという相談があるそうです。去年は家庭菜園レベルの圃場で1か所あったと聞いております。なかなか菌の感染力が強くて、しっかり消毒をすとか。発生した圃場は次はキビを植えて輪作すとか。菌を持ち出さない。使った道具はきちんと洗って消毒すとか、地道な取り組みが必要となっている病気になっています。令和3年においては県内でもこの影響が大きかったものですから、農業改良普及員のほうで、県から、

専門員に来ていただいて、もとぐされ病の対策、予防について、研修などした経緯もございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

2番 知念邦夫議員。

○ 2番 知 念 邦 夫 議員

ただ今聞きましたら、伊江島のほうではまだそんなに広がってはいないということです。私の受けたところでは宮城島がこのもとぐされ病で生産がなくなっているということを知ったんですけれども、蔓延してからは遅いのではないかと思います。島の農家に対しての周知はされているのでしょうか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

令和3年の研修会をして以降、特に積極的にもとぐされ病の状況などをアナウンスはしていません。ただしおっしゃったように感染力が強くて一気に広がると、収穫量が激減するという影響が大きくなるので、こういう病気があるのでしっかり対策しましょうというのは、どういう方法がいいか検討しながら、感染が広まる前に周知できるような方法を普及員などとも調整しながら検討していきたいと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

2番 知念邦夫議員。

○ 2番 知 念 邦 夫 議員

まだ周知させていないということなんですけれども、やはり今あったように、苗はベンレートという農薬を使うとか。圃場ではミスターフローアブルを使うとか。そういうことがあるみたいなんですけれども、この農薬もやはり今から広がっていった場合には、この物価高騰の緊急交付金で対応できるような形もできないのかと。対応はできるのでしょうか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

基本的な農薬の補助についてはJAの資材で購入するもの。もしくは農業団体、たばこですとか、花卉の組合がまとめて注文するものを想定しておりますので、このもとぐされ病の農薬についても農協で取り扱っている一般的なものだと思いますので、対象になるようにしていきたいと考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

2番 知念邦夫議員。

○ 2番 知 念 邦 夫 議員

分かりました。一応この両方ともJAで扱っている商品でございます。対応をよろしく申し上げます。

今言ったように農家は、広がる前の予防というのが大事だと思います。どうしても広がるのは、病気にかかった苗ですとやはりすぐぱっと広がりますので、健全苗を使用するとか。今言ったように、連作障害からの広がりには相当あると思いますので、生産農家に対してぜひ周知徹底がされるように、よろしく願いいたします。

最後になりますけれども、村長の見解を伺って私の一般質問を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 名城政英君。

○ 村長 名 城 政 英 君

まずは、先ほどから課長とやり取りをしています甘藷事業です。伊江村の参加の可能性と伺いますか。そ

れについては、先ほどから様々な説明をさせております。いずれにしましても、様々な制約がかかってきますので、まずは芋農家の皆さんと意見交換等による合意形成を図りながら、その地域の指定について徹底していくことになると思いますが、県のほうと細かい意見交換をしていって、農家の皆さんに理解を得て初めてできるものだというふうに理解しております。県のほうからも根絶を目指した防除を実施する地域では、この防除期間中については、甘藷などの寄生植物の持ち込みの禁止、栽培の制限、これは家庭菜園も含むと言われていますが、先ほどからありますようにその病気にかかったときに廃棄等への無償の協力などが必要で、農家の負担も非常に大きくなるというところについて、しっかりと農家の皆さんに説明をしていって今後の取組に向けて推進をしていきたいというふうに考えております。

もとぐされ病の取組についても、農薬の支援について御要望がありました。しっかりと検討していきながら、予算の中でできるように取組をしていきたいということで課長からもありましたので、そのようにしていきたいと思っております。いずれにしましても、今後本当に伊江島の主幹、主農作物ということの位置づけは私もそう思っていますし、様々な御意見を聞かせていただきながら、今後取組を加速していきたいというふうに思っておりますが、このイモゾウムシ等については、非常に厳しいハードルがあることについて、重ねて申し上げて答弁とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで2番 知念邦夫議員の一般質問を終わります。

次に6番 並里晴男議員の登壇を許します。6番 並里晴男議員。

○ 6番 並 里 晴 男 議員

それでは通告に基づきまして2件の一般質問を行います。

1点目、青少年旅行村伊江ビーチの整備計画を伺う。

村では、令和3年3月に伊江村青少年旅行村の機能性向上に向けた伊江村青少年旅行村リニューアル基本計画を策定しました。その計画の中で、伊江ビーチ整備については遊泳エリアを現在の位置から西側へ移動し、岩礁部はサンゴなどを活用した自然環境の場として利用する計画となっています。本村の、観光産業の課題は夏場の観光シーズンにおける観光客数が少ないことが指摘されています。この課題解決には、伊江ビーチで安心して海水浴が楽しめる遊泳区域・マリンレジャー区域・沖縄本島からアクセスできる関連施設など、抜本的な環境整備を行い、観光客から魅力あるビーチとして認識されることにより、夏場に多くの観光客を誘引できる要素と考えます。

伊江ビーチを訪れる観光客数の増加は、背後の売店やキャンプ場の活性化につながり、合わせて青少年旅行村全体の機能向上、さらに村の地域産業の発展に寄与する重要な政策と考えます。つきましては、青少年旅行村伊江ビーチ整備計画について、再度関係団体と協議を重ね検討する考えはないか村長の見解を伺います。

2点目、まだ使える粗大ごみを再使用する事業はできないか。

村の家庭ごみの分け方は、燃やすごみ、燃やさないごみ、資源ごみ、粗大ごみと、村が回収できないごみ（家電リサイクル対象品）の5種類に分類されています。その中で、諸々の事情で不要になったが、まだ使える粗大ごみ（椅子、テーブル、タンスなどの家具類や、自転車、その他）の処理に困っている家庭があると聞きます。

その反面、他の家庭ではまだ使える粗大ごみを必要としているケースもあります。まだ使える粗大ごみも、新しい所有者の家庭で再使用されることにより、処理費用の削減や粗大ごみの減量化を図ると共に、一般廃棄物処理施設の延命化につながる事業になると考えます。そこで、まだ使える粗大ごみがE&Cセンターに持ち込まれた場合、所有者の同意を得て一定期間施設内で保管をした後、必要な方に譲ることで、村民相互

の有益につながることを考えます。

つきましては、「まだ使える粗大ごみを捨てる前に譲る」の考えを村民に啓発すると共に、まずは先進地事例などの事業を調査し、関係団体と協議を重ね事業化に向けて取り組む考えはないか村長の見解を伺います。以上2点です。よろしくお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 名城政英君。

○ 村長 名城 政 英 君

並里晴男議員の1点目「青少年旅行村伊江ビーチの整備計画を伺う」にお答えいたします。

伊江村青少年旅行村は、海水浴やキャンプなどの自然体験が楽しめる観光地、またウォーキングなど村民の憩いの場として定着しております。昭和48年に整備されてから50年以上が経過し、施設等の老朽化や自然環境への対応が課題となっております。伊江ビーチの整備につきましては、これまで議会において、サンゴ礁の除去や人工ビーチなどの整備に関する質問がなされております。

それらを受けて、平成28年第6回伊江村議会定例会において伊江村観光推進協議会設置条例を制定し、遊泳区域の安全性や対応策のほか、旅行村内のリニューアル整備について検討しました。令和元年10月に伊江村観光振興推進協議会を開催し、その後5回にわたって具体的な協議を重ねてまいりました。その結果、エリアごとに整備方針が示され、ビーチ施設エリアにおいては、人工ビーチの構造物を配置した場合に、これまでの自然の景観性が損なわれ、自然ビーチの魅力を失ってしまうことから、極力現状を改変することなく、その特徴を生かして活用していく内容となっております。

令和2年3月に伊江村青少年旅行村リニューアル基本構想、令和3年3月に基本計画が策定され、令和5年度において旅行村の実施設設計を行い、令和6年度から防衛省の事業のまちづくり支援事業において、キャンプ場内の改修やジョギングコース（遊歩道）の整備に着手いたします。

今のところ、伊江ビーチの遊泳エリアの整備計画はございませんが、砂浜エリアにおいてビーチクリーナーを導入して定期的な清掃を行い、遊泳エリアにおいてはハブクラゲ防止ネットを設置し、伊江漁協観光部会による監視員を配置しております。引き続き、旅行村の自然環境を生かしながら安全・安心な管理運営に努めてまいりたいと考えております。

2点目「まだ使える粗大ごみを再使用する事業はできないか」にお答えします。

E&Cセンターは平成16年4月からごみの有料化を開始し、燃やすごみ、燃やさないごみ、資源ごみと分別し村が回収を行っており、粗大ごみ（家具類、自転車、その他）に関しましては各個人でE&Cセンターへ持ち込みとなっております。粗大ごみについてはコロナ禍における買替え需要の増加に伴い、E&Cセンターへの持ち込みが増加傾向となり、処分施設も逼迫した状況となっております。このようなことから、家庭で使わなくなった粗大ごみの再使用という選択肢を提供、情報発信することで、住民サービスの充実を図るとともに不法投棄防止、削減にも寄与することと考えます。一方、持ち込まれた粗大ごみの保管やスペース確保、人員体制などの課題もあります。

議員お説の「粗大ごみの処理に困っている家庭や、必要としているケース」につきましては、現場では今のところ確認しておらず、村としましては再使用されることによる処理費用の削減、粗大ごみの減量化に伴う処分場の延命化に向けて今後、先進地などの事例を参考にしながら調査・研究してまいりたいと考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

6番 並里晴男議員。

○ 6番 並 里 晴 男 議員

1点目の伊江ビーチの整備計画について、再度質問をいたします。答弁でこのリニューアル計画を策定するにあたり、令和元年度10月に観光振興推進協議会を開催して、その後5回にわたって具体的な協議を重ねてきたと。具体的にそういった開催されていることはいいことだと思いますが、その中でエリアごとに整備方針が示されたときに、このビーチ施設のエリアにおいては自然環境を損なわないようにしたほうが、その特徴を生かしたビーチになるということが述べられていたと。それで先ほどのこの計画のように遊泳区域と岩礁区域は自然を生かした場所として提供するという内容になったと答弁されています。その協議内容につきましては、その方々のことでありますが、今回私も一般質問を取り上げた経緯は、村民との意見交換会の際に、観光関係の民泊をされた方から、旅行村ビーチの整備について、以前からの指摘事項について意見が出ました。その内容は同じく岩礁の部分とかは危険ですよとか。あるいは遊泳区域についても西側に移動はしてあるが、急に深くなるところもあるし、そういったことで遊泳区域としても危険であるというような内容の意見でありました。それを受けまして、私としてもこの各観光関係の皆様にご意見を徴取したところ、今のままでは夏場の観光客が呼べないんじゃないかというような御意見が多くあったことで、今回取り上げました。

そのことを考えますと、再度関係団体と協議できないかという質問になりましたが、今回の答弁では、今のところ計画はないという答弁であります。そこで皆様に資料を提供してあると思います。これは青少年旅行村リニューアル計画基本構想の中の資料で青少年旅行村の月別入場者数です。約2万5,000人ほどの中で、やはり7月から9月におきましては、かなり低い数字となっています。夏場における観光客数、青少年旅行村の入域数が少ないという要因については、担当課でも要因についての考え方を持っていると思いますが、この考え方についてお伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

商工観光課長 金城幸人君。

○ 商工観光課長 金 城 幸 人 君

旅行村の入場客数の資料ございますが、これと比較しまして村の観光客数も夏場にV字型、下がっていくという傾向は以前から御指摘も受けておりまして、いかに観光客を夏場に迎えるかというのがずっと課題となっておりました。一応、2年前からコロナが明けまして、観光客向けの商品券を実施したり、港と伊江ビーチを結ぶ周遊バスを実施したりと、いろいろと実施はいたしました。昨年は周遊バスにおきましても若干2,000人ほど実績がございまして、少し回復したかと思っておりますが、依然として、夏場の観光客誘客に向けた課題があるかというふうに感じております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

6番 並里晴男議員。

○ 6番 並 里 晴 男 議員

沖縄県の観光客数を見ると、やはり夏場に多くなるんです。それは周知のとおりであります。沖縄へ訪れる観光客の魅力としては青い海、そういうことを期待して来る観光客が多いと思います。そのような中で、先ほど課長もおっしゃっていましたが、本村の課題について商品券、それから周遊バスというようなビーチへの、あるいは青少年旅行村への利用促進する政策をしているわけですが、先ほどの周遊バスにつきましても、やはりもう少し魅力あるビーチだと多くはなると思いますが、現在のこれまでの整備するものとしては、今のところあまり変わらないビーチになるのかと思いますので、もう少し具体的な話をさせていただくと、向かい側にある水納島の夏場じゃなくても、訪れる観光客数なのか。全員でも全体でもいいんですが、その人数的なものを大まかでいいですが把握されていますか。これまでも議会でも答弁をされている数字ではありません。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

商工観光課長 金城幸人君。

○ 商工観光課長 金 城 幸 人 君

ちょっと資料は持ち合わせておりませんが、確か4万人から5万人ほど夏場訪れているというふうに記憶しております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

6番 並里晴男議員。

○ 6番 並 里 晴 男 議員

そのように水納島でもいつも、特に夏場はそれだけの人数が訪れる現状であります。やはりその魅力は、水納島のビーチとしての利用だというふうに伺っております。伊江島のビーチが南側に向いている状況で、地形的にはなかなか整備もしづらいことは分かりますが、やはりそういうことを踏まえても今後いろんな意見を聞く必要があるのではないかと思います。

そのような中で、ホームページのほうで観光、そしてイベントという関連のところをクリックしますとマリンスポーツという定義をしております。マリンスポーツの定義につきまして、あえて言いますが、マリンスポーツの種類です。スキューバダイビング、シュノーケル、サーフィン、ボディボード、それからカイトサーフィン、カヌー、カヤック、ヨット、水上スキー、釣りなどの多岐にわたっていると書いています。それでこのスプリングマリンスポーツをやった場合に、本村も青少年旅行村の中でB&Gの艇庫、それも計画されています。そこの関連があつて、このマリンレジャーするものを今後、今の状況で利用できるかと考えたときに、どのようなことが考えられると思いますか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

休憩します。

(休憩時刻10時43分)

再開します。

(再開時刻10時43分)

村長 名城政英君。

○ 村長 名 城 政 英 君

B&Gの艇庫つまり機材も含めて、これまでB&Gを中心にマリンスポーツを展開してきたわけですが、その後なかなかその指導員であったり、そういったところの配置が難しく、またマリンスポーツをする人が非常に少なくなってきたということで、これまでB&Gセンターの艇庫のマリンスポーツの利用については、特に前もって申し込みが、観光団体からあつたときに、うちのB&Gのセンターの指導員を1人つけて、そして監視員を利用されるところからつけて利用させるというこれまでの実績がございました。今後は、リゾートホテルもここに艇庫がございますが、それをできるだけ利用者が多くなる、しやすいという方向で、ビーチの中のほうに艇庫を移していきたいというふうに今、考えているところです。そのときには今、漁協観光部、漁協のほうにも私から少し話したことがあります、ぜひそれらを委託しながら、一般観光客にもしっかりと活用できるという方向も今後検討したほうが良いと考えております。

しかしながら、大変申し訳ないですが、実は今年度既に予算編成の中で、令和6年に艇庫の実施についても計画をしているところですが、去る元日に能登の震災、地震があつたためにB&Gセンターの予算が、配置ができるかどうかということになっておりました、実は今年度の予算の中にも計上していますが、後ほど説明するつもりだったんですが、そういうことで令和6年度には整備はできませんが、今後整備した時点では、そういった艇庫の船艇あたりも全て、観光客にも活用できる方向をとっていたほうが、ビーチが余計にその利害が出てくるのかなというふうに思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

6番 並里晴男議員。

○ 6番 並 里 晴 男 議員

関連質問だと思ひまして、B&G艇庫の中の機材です。機材の利用、今後の利用については、そういう今の計画をしている中では、例えば機材で係留する場所とか、そういったことの具体的なことはないので、その方面をお聞きしたかったことであります。今後答弁でも、伊江ビーチの遊泳エリアの整備計画はないということで答弁されていますが、これは先ほど申し上げたとおり、いろんな観光関連の方の意見があります。そういう中で今後、いろんな機会を通じて情報を聞いていただきたいと思います。

昨日も、島袋義範議員がジャングリアの件で、観光客の誘引とか、そういう観光振興について一般質問されていますが、今回もこれまでもいろんな観光振興に対する一般質問をしてきたつもりです。滞在型観光とか、そういった流れです。今回は大きなテーマとしては観光客の観光産業の振興のための一般質問だということを理解していただきたいと思います。そこでいろんなことから情報があつたときには、村長としてどのような見解をされるか、今後ですね。お伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 名城政英君。

○ 村長 名 城 政 英 君

先ほどの私の最初の答弁では、現在のところこの遊泳エリア、つまり海の中の話ですよ。の整備については「ございません」という回答をただけで、関係団体と色々な話合いをすることについての計画はございませんと。あればしっかりと受けていきたいというふうに思っています。しかしながら私も実は去る3月の何日だったか。沖縄防衛局の事業担当課、企画部長以下11人が本村を訪れて、今後の伊江村における様々な事業を、どんな補助事業が使えるのかなどを含めての意見交換会、学習会を開催したときに私から海の中の工事の補助事業がないかという質問をしました。この青少年旅行村というのは、基本計画を策定する中でも、先ほどから回答します景観を損なうようなビーチの、売店前に座っていて、例えば水納島が見えなくなるとかというような防波堤的なものは、これはやらないでおこうと。しかしながら、足元のサンゴ礁とかを除去するような簡易的な、足元がそこに入って非常によくなるものについては事業を考えていこうということは実は、その中で話合いはされているわけです。そういったことを考えていて、今先ほど観光団体ともいろいろとあると聞いていますが、私も直接聞いています。ですからその方々にもできるだけ海の中、海浜の中の足元をサンゴ礁とかがちやがちやしているところをきれいにして、夏場でもそこに砂を入れて何とかできないかということは今後、事業の中をいろいろと模索してみたいという話はしていますので、今後先ほどから並里議員からありますようにそちらの皆さんともそういった話し合いをしながら、どういった事業ができるのかを含めて検討させていただきければと思いますが、防衛局からはそういった事業はないということをおっしゃっていますので、今後はまた砂浜については、機械も購入しましたし、しっかりと清掃活動していく中については、できるだけ早めに何か事業がないか今の検討はさせていただければというふうに思っていますので、先ほど要望のありますことについては引き続き検討を重ねてまいります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

6番 並里晴男議員。

○ 6番 並 里 晴 男 議員

村長もいろんなところで意見を聞いていると伺っているところであります。事業につきましては、なかなか厳しいところはあるかと思ひます。どっちかというとなビーチというのはホテルとか、民間のところが多くて国営でいえば海洋博があるわけですが、実は私もそういうところで調べようと思つたらなかなか調べきれ

なかったんですけれども、最近できました金武のK I Nサンライズビーチのところをあえてその担当課に聞いてきました。やはりこの事業を沖縄県が金武湾海岸ギンバル地区、海岸環境整備事業、沖縄振興公共投資交付金3分の1の補助ですが、県がこの海浜を整備しているんです。海浜については、その背後の建物とかにつきましても、金武町が事業主体となってやっています、道路と。そういう事業を県でもやるんだと思って、私もちょっと関心をしました。これ本当にその場所はもう何もなかったところなんです。このパンフレットにもありますが、本当に何もなくて人工的ではありますが、快適な砂浜を海浜整備してあります。ひとつ参考にしていただきたいと思います。

2点目について、質問させていただきます。今後、先進地の事例を参考にしながら、調査・研究していきたいという答弁であります。その答弁の中で必要としているケースについて、現場では今のところ確認しておらずということでありましたが、それは確かに現場ではなかなか分からないというか、そういう情報まではないかと思えます。実は社会福祉協議会に協議したところ、向こうでもできるだけ使える物を保管して、必要なところに譲っていると言っていました。行政トップが嘉手納町の状況を確認してきたかと思えますが、そこでもその譲ってほしいという情報は、社会福祉協議会と連携しているそうです。そういうことでありますので、そこでも連携をしていただければと思います。実際に今、粗大ごみが持ち込まれた場合、どういう現状で処理はどのようにされていますか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

建設課長 知念利次君。

○ 建設課長 知 念 利 次 君

現在、粗大ごみに関しましてはE&Cセンターへ個人で持ち込みをしております。粗大ごみに関しては、答弁にありますとおり家具類、自転車、その他を処分していますが、この処理方法につきましては、現在家具類に関しましては、機械で細かく破碎して焼却炉で燃やしていると。自転車とかその他に関しましては、定期的に本島に持っていったり、そういう方法で処理をしております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

6番 並里晴男議員。

○ 6番 並 里 晴 男 議員

3つのRアールという定義であります。その中の2つ、リサイクルというのは、資源として再び使用するもの。つまりペットボトルとかをかみ砕いたりとか、そういったことでほかのものにするようなことをリサイクル。リユースということは、捨てずに繰り返し使用するものと。先ほどの私が言っているのは再使用というのは、リユースということですが、これは再使用ですから、手をつけずに譲れると思うんです。もちろん質問の中でもちゃんと所有者から了解を得てということは前提ではありますが、そして嘉手納町でさらに進んで、教育行政課長とかは行って来たと思えますが、少しだけ紹介すると、持ち込まれた粗大ごみを2週間程度、町内役場とかに置いて保管して、町民に知らせた町民が譲ってほしいという情報があった場合、無償で譲ります。しかしその後どうしてもその品物が残りますと、ジモティーというアプリ業者を利用して、県内のSNSで情報を発信して、それを県内のほうから1,000円、2,000円という金額で取引するという内容の事業をしております。これは私もテレビの報道で知って、すぐに聞いてきたわけですが、その担当も非常に熱心で細かな説明をしていただいたことで、行政にもこういった取組をしているからちょっと行ってきてくれないかと要望しました。私もジモティーとか、そういったのを使ってまでの要望ではありません。今回、一般質問をしているのは、その譲る譲らないのものを、例えば1か月ぐらい保管して、それを村民に周知して、こういったことがあるよということを情報発信して、それができたらいいんじゃないかということで一般質問をしています。課題としてこの保管する場所、それから人員という課題があると答弁

していますが、確かに保管場所を探さないといけないわけですが、例えばプレハブを設置して、そこに一定期間置くことも可能ではないかと。人員についても最近なかなか会計年度任用職員も応募もないわけですが、そういったところも財政的には、ふるさと納税を活用していただけないかと思いますが、ちょうど嘉手納町も視察したかと思いますが、副村長そこら辺、財政面含めて答弁をお願いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

御指名でございますので答弁させていただきますが、嘉手納町を見てまいりました。おっしゃるとおりいろんなSNSを使ったサイト等も活用しながら、この職員、山城さんとおっしゃるんですが、大変熱意があって、いろんなごみを減らすための努力を惜しまず頑張っていられる方でした。この方からの説明でもありましたけれども、やはり地理的な要因であったりとか、その地域住民のコンセンサスというか、地域性そういったものもあって、必ずしも私たちがやっていることがほかの地域ですぐにできるかどうかというのは、「少し慎重に考えながらなさったほうがいいと思います」ということで正直におっしゃる方で、ものすごく私は行政のやり方として情熱も感じましたし、冷静な頭脳を持っていらっしゃるなどと思って、大変感銘いたしました。議員も行政御存じですので、こういった財政的なこと。あるいはどこに保管していくかということで大変、現場でもなかなか悩ましいところがございます。社会福祉協議会の話もございましたし、あるいは行政がやるべきことと、民間がやるべきことのこの使い分けというの必要なのかなと思ってますし、このSNSのジモティーというものもございましたが、離島の場合だとそれができるかどうかというのは、大変難しいところもあるかというふうに思っています。さらにフリーマーケットというやり方を、PTAとか、そういった団体がやった事例もございますので、行政のみならず、民間のこの知恵とか、そういった力も借りながら、リサイクルだけじゃなくて、リユースそういった活動を、どういうふうにやればいいのかという部分を、少し内部のほうで調査させていただければというふうに感じているところでございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

建設課長 知念利次君。

○ 建設課長 知 念 利 次 君

今、副村長が答弁したとおり、私も一緒に行ってきました。向こうに関しては嘉手納町ということで、沖縄本島の真ん中に位置しているということもあって、町外からもこういった譲り受けにする方も多いということで、今まで1,100点ほど出品し、この譲渡率が99.9%という本当に驚異的な数値が出ているということのお話も聞いております。それに関してもやはり地理的な、場所的に一番適していると。この山城さんという方も本人もびっくりしていました。議員お説のとおりこのリユースに関しましては、本当にいらぬ物は捨てるという考えの前に、いらぬけどまだ使えそうなものは誰かに譲るというその考えです。もちろん本当にいいことだと思います。この環境にも関して、その辺も本当に素晴らしいことだと認識はしております。ただし、答弁にあるとおり、この処分場の保管スペースの確保も考えないといけないということも一つの問題でもあります。人員確保に関しても今、職員5人体制でごみ処理の業務を担っている中で、やはりどうしてもごみの量も増えていっておりますので、業務量も増えていくということで、多忙だということの話も伺っておりますので、その辺を含めてもう少し先進地とか、ほかの地域もそういう事例があるのかということ調査・研究して進めていきたいと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

6番 並里晴男議員。

○ 6番 並 里 晴 男 議員

先ほど、副村長、建設課長から答弁をしていただきましたが、私が今回、一般質問をしているのは、決してジモティーとかをアプリで本島へ出すとか、そういう計画での一般質問ではありません。村内で一定期間、確保できて、そしてそれを村民へ情報発信をして必要な方があれば譲っていただけるそのような一応、事業という考え方であります。大げさな減量削減になるとも考えてはいません。できるところからやったほうがいいなと思ひまして、先ほど副村長もフリーマーケットの話もありましたが、またフリーマーケットのところにも出る可能性もあるだろうし、いろんなことはあるかと思ひます。今回そういうふうに大きなテーマでやったつもりではありませんので、ひとつ内部で先進地の事例を参考にしながら調査・研究して、検討していつてくれるよう要望しまして一般質問を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで6番 並里晴男議員の一般質問を終わります。

休憩します。

(休憩時刻11時05分)

再開します。

(再開時刻11時20分)

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第2 報告第1号 令和6年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について議題とします。

提出者からの報告を求めます。村長 名城政英君。

○ 村長 名城 政 英 君

報告第1号 令和6年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について、同報告につきましましては、地方自治法第243条の3第2項によりまして、去る2月16日に開催をされました沖縄県町村土地開発公社の理事会におきまして、承認可決された令和6年度同公社の事業計画、収支予算、資金計画について、事業計画書のとおり報告するものでございます。以上で報告とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで報告第1号は終わりました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第3 報告第2号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書の提出について、議題とします。

提出者からの報告を求めます。教育行政課長 新城米広君。

○ 教育行政課長 新城 米 広 君

報告第2号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書の提出について、御説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、教育委員会は毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することが義務づけられております。令和5年度の評価委員会を令和6年2月22日に開催いたしましたので、本定例会に報告するものであります。

お手元の報告書について、御説明を申し上げます。1ページをお開きください。(1)趣旨につきましては、先ほど御説明いたしました法的根拠と評価委員会について記載されております。(2)点検・評価の対象は、「令和5年度伊江村教育主要施策」に掲げる学校教育、社会教育、社会体育の重点項目を、(3)のとおり、各施策の取組内容について、現状・成果・課題及び方向性について、教育委員会の内部評価を行い、

その後評価委員会で（５）の３人の評価委員から、取組内容ごとに（４）の達成度に応じた４段階の評価及び御意見をいただいております。

２ページ、上段は現在の教育委員、中段から３ページまでは教育委員会の開催状況を記載しております。

４ページは、教育委員の主な活動となっております。

５ページからは、各施策の主な取組内容についての計画や成果、そして課題及び方向性が示され、内部評価と外部評価、さらに委員からのコメントが記載されております。令和５年度は各項目において、おおむねＡの評価をいただいておりますが、常にＰＤＣＡの意識を持ち、教育全般の業務向上に努めてまいりたいと思います。

以上で報告とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで報告第２号は終わりました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第４ 報告第３号 伊江村陸上養殖場施設整備工事（Ｒ４）（建築・周辺整備）の専決処分の報告について、議題とします。

提出者からの報告を求めます。村長 名城政英君。

○ 村長 名城 政 英 君

報告第３号 伊江村陸上養殖場施設整備工事（Ｒ４）（建築・周辺整備）の専決処分の報告につきましては、地方自治法第１８０条第１項の規定により、令和６年２月２６日に専決処分をしましたので、同条第２項の規定により、議会に報告するものでございます。

次のページの専決処分書をお開きいただきたいと思います。専決処分事項としまして、２ 契約金額（イ）変更前の請負金額が２億５,０８０万円、（ロ）変更による増額契約額が２１４万６００円を増額、（ハ）変更後の請負金額が２億５,２９４万６００円であります。

３ 契約の相手方、有限会社 丸仲土建・有限会社 村元建設特定建設工事共同企業体、伊江村字西江上２番地、代表取締役 仲宗根末光と契約いたしましたので御報告させていただきます。

なお、変更の詳細につきましては、担当課長から説明させますので御審議のほど、よろしく願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

それでは説明させていただきます。契約変更の主な内容でございますが、外周フェンス工事数量変更に伴う増額となっております。現在整備中の陸上養殖施設は、外部からの進入防止のために外周フェンスを設置します。当初設計時には、本契約工事で整備する建屋、水槽からなる陸上養殖施設のみを囲うように外周フェンスを設置する計画でありました。事業を進める過程で平成３０年から令和２年にかけて、一括交付金の可能性調査事業において、養殖施設西側にある小型水槽の実証プラントについても、今後活用を図ってきたいという計画に変更しました。よって、既存の交付金で整備した実証プラントを含めて外周フェンスで取り囲む計画に変更しました。その結果、外周フェンスの延長が４７メートル増となり、今回の改定契約となっております。

なお、当該事業は令和４年度沖縄北部連携促進特別振興事業費の繰越事業となっており、工期が今月３月１３日までとなっております。以上、報告とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで報告第3号は終わりました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第5 報告第4号 伊江村陸上養殖場施設整備工事（R4）（機械設備）の専決処分の報告について、議題とします。

提出者からの報告を求めます。村長 名城政英君。

○ 村長 名城 政 英 君

報告第4号 伊江村陸上養殖場施設整備工事（R4）（機械設備）の専決処分の報告については、地方自治法第180条第1項の規定により、令和6年2月26日に専決処分をしましたので、同条第2項の規定により、議会に報告するものでございます。

専決処分書をお開きいただきたいと思います。専決処分事項としまして、2 契約金額（イ）変更前の請負金額3億7,730万円、（ロ）変更による増額契約額が196万2,400円、（ハ）変更後の請負金額が3億7,926万2,400円であります。

3 契約の相手方が、有限会社 末吉電水工業・有限会社 丸山組特定建設工事共同企業体。名護市大北四丁目12番6号、代表取締役 末吉 健と契約いたしましたので御報告をさせていただきます。

本件につきましても、担当課長から変更についての説明をさせますので、よろしく願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

説明させていただきます。契約変更の主な内容でございますが、養殖水槽に空気を送る送風ブローア配管への逆止弁の追加に伴う増額でございます。現在整備中の陸上養殖施設はスジアオノリの養殖をするためのFRP製の水槽170基が設置されております。スジアオノリの成長には水槽中における十分な攪拌が必要となることから、それぞれの水槽には空気ブローアが配管されております。送風ブローアの配管には、ブローアを止めて作業を行うときに、海水が逆流しないように手動式のボウルバルブが設置されております。今回追加する逆止弁については、落雷などにより送風ブローアが緊急停止した場合に、手動式のボウルバルブによる止水が間に合わないため、緊急時に備えて海水の逆流を防止し、設備の故障リスクに対応するための追加でございます。こちらにつきましても、同じく北地振興事業の繰越で行っており、令和6年3月13日までの工期となっております。以上で報告とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで報告第4号は終わりました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第6 報告第5号 伊江村陸上養殖場施設整備工事（R4）（電気設備）の専決処分の報告について、議題とします。

提出者からの報告を求めます。村長 名城政英君。

○ 村長 名城 政 英 君

報告第5号 伊江村陸上養殖場施設整備工事（R4）（電気設備）の専決処分の報告については、地方自治法第180条第1項の規定により、令和6年2月26日に専決処分をしましたので、同条第2項の規定により、議会に報告するものでございます。

専決処分書をお開きいただきたいと思います。2 契約金額（イ）変更前の請負金額が5,093万円、（ロ）変更による増額契約額が233万8,600円、（ハ）変更後の請負金額が5,326万8,600円であります。

3 契約の相手方が、有限会社 丸良電建工業・島袋電設特定建設工事共同企業体。本部町字浜元780番地の1、代表取締役 比嘉良勝と契約いたしましたので御報告させていただきます。

なお、詳細につきまして、農林水産課長が説明しますのでよろしく願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

説明させていただきます。契約変更の主な内容でございますが、海水と液肥を混合するタンクの攪拌機、電源に変更があったため、附随する動力設備等の数量変更に伴う増額でございます。スジアオノリの養殖には、最適な濃度に調整した海水と液肥を混合した餌が必要となります。その餌の供給には、海水と液肥を薬液溶解タンクで攪拌しブレンドし、170基の水槽へ供給する仕組みとなっております。今回、くみ上げた海水と液肥を混合する薬液溶解タンクの攪拌機の電源について、電気容量の増が必要となり附随する低圧外線設備及び動力設備にも変更が生じたことからの増額でございます。こちらも同じく工期が令和6年3月13日までとなっております。以上、報告とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで報告第5号は終わりました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第7 報告第6号 伊江村総合運動公園野球場サブグラウンド整備工事の専決処分の報告について、議題とします。

提出者からの報告を求めます。村長 名城政英君。

○ 村長 名城 政 英 君

報告第6号 伊江村総合運動公園野球場サブグラウンド整備工事の専決処分の報告については、地方自治法第180条第1項の規定により、令和5年12月1日に専決処分しましたので、同条第2項の規定により、議会に報告するものでございます。

専決処分書をお開きいただきたいと思います。2 契約金額（イ）変更前の請負金額1億4,630万円、（ロ）変更による増額契約額が226万1,600円、（ハ）変更後の請負金額が1億4,856万1,600円であります。

3 契約の相手方が、有限会社 真組・有限会社 蔵下組特定建設工事共同企業体。伊江村字川平396番地、代表取締役 浦崎直幸と契約いたしましたので御報告させていただきます。

なお、今回の契約変更の主な内容といたしましては、赤土の流出防止対策に伴う土のう工170メートルの追加による増額となっております。以上で報告とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで報告第6号は終わりました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第8 同意第1号 教育長の任命について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 名城政英君。

○ 村長 名城 政 英 君

同意第1号 教育長の任命についての提案理由を御説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき提案するものでございます。提案理由といたしまして、教育長の任期は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律では3年間となっておりますが、玉城洋之現教育長は、地方教行法第5条に基づき前任者の残任期間となっております、令和6年3月31日で任期満了になるため提案をするものでございます。

玉城教育長は、令和4年7月に就任以来、地域の教育力を生かしたキャリア教育の必要性を認識され、地域と学校行政の連携による教育に取り組むと同時に児童生徒の学力向上のため、特に教員の研修をこれまでの経験を生かして実践していることは、高く評価できるものであり、子供たちの学力が少しずつではありますが、向上していることは高く評価できます。今後も伊江村教育振興のための取り組んでいただきたく、提案いたしますので御審議方、よろしく願いをいたします。

任期は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までとなります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから同意第1号 教育長の任命について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。〔起立多数〕

起立多数です。したがって同意第1号 教育長の任命について、同意することに決定しました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第9 議案第12号 村営アキナ地区土地改良事業の施行について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 名城政英君。

○ 村長 名城 政 英 君

議案第12号 村営アキナ地区土地改良事業の施行について、提案理由を申し上げます。

提案理由といたしましては、令和6年度より村営アキナ地区土地改良事業を施行するにあたり、土地改良法第96条の2第2項の規定により議会の議決を必要とすることから議会へ提案するものでございます。

なお詳細につきまして、お手元に提出してあります資料をもって、農林水産課長から説明をさせますので御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

それでは説明させていただきます。

議案に添付しておりますお手元の令和6年度新規採択、アキナ地区の事業計画概要書26ページをお開きください。事業内容としまして、施行年度は令和6年度から令和10年度の5年間を予定しております。工事場所につきまして、お手元26ページの平面図、中心にある寺前2号ため池を中心として、千人洞（ガマ）入り口付近から西崎漁港入り口付近までの20.5ヘクタールを受益地に、排水路974メートル、水兼農道2,380メートル、浸透池2基、防風施設745メートルを施行する内容となっております。事業費としましては、5億2,500万円を予定しており、本事業は沖縄振興公共投資交付金、補助率91.5%で実施する予定であります。

なお、土地改良法96条の2第1項において、市町村は土地改良事業計画を定めて、土地改良事業を行うことができることあり、補助事業で事業をスタートするにあたり、あくまでも現時点での概要を計画したものであり、令和6年度に実施設計業務を実施しますが、詳細な測量やボーリングの結果によって、若干の変更があり得ることを申し添えます。

以上で提案の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。7番 島袋 勉議員。

○ 7番 島袋 勉 議員

平面図の計画書で30ページ、浸透池へ流入する系統図、その中で一番海側の15号水兼農道とか、16号水兼農道、17号とあるんですが、それは下の平面図ありますよね。道路等の立体があるんですが、この農道はどれに当たるんですか、計画は。3つほど計画があるんですが、断面図。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦崎 悟 君

今、水兼農道ですが、29ページにオレンジ、橙色といますか、水兼農道を整備する計画となっております。こちらが水兼農道で車幅が4.7メートル、幅員まで含めると両サイドに50センチずつあるので5.7メートルの水兼農道を新たにこのオレンジ色の部分を整備するというふうになっております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

休憩します。

(休憩時刻11時42分)

再開します。

(再開時刻11時43分)

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦崎 悟 君

防風林の整備についてなんですが、一番南側は既存の防風林機能を果たしている植林帯があるので、南側はそれを防風林として利用していく形になるので、新たに南側に防風林を設置する計画にはしておりません。防風林施設については28ページのほうに、緑色のAタイプ、Bタイプというふうに防風林があると思いますが、当該事業で整備するのは、この緑色の防風林になっております。Aタイプ、Bタイプというのは、整備内容は一緒なんですけれども、南北なのか、東西なのかという方向でAタイプ、Bタイプというふうに使分けをしてございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

7番 島袋 勉議員。

○ 7番 島袋 勉 議員

ここは西崎漁港に隣接する場所です。以前もここは台風のとくに塩害があった場所なんです。ここは花卉の圃場が大分あって、西崎漁港のテトラポットに当たった海水が吹き上がって、1回は菊に大分塩害を起こした場所になっているので、そういった塩害等も含めて既存の防風林があると、今説明がありましたが、再度調査して、もしそういった塩害が起これるような場合は、再度検討してもいい場所だと思います。現況でもこの場所は、大分南に向かっての高低差が激しい場所です。南側からそういった台風時に海水が上がってきた場合、どうしても海水害が出やすい場所なので、既存の防風林等に関しては細かくチェックをして、もしどうしてもそこで防げそうにない場合は、そこに防風林帯の新たな設置も今からは設計変更等も踏まえて、検討をお願いしたいと思いますのですがどうですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

お説のとおり、これから実施設計をいたします。防風林については、沖縄県の農地防風施設設計指針に基づいて、この既存の防風林のボリュームとか、高さとかを踏まえて計算していると思いますが、これから詳細の設計をしていくので、もちろんその防風効果が既存の植樹帯で賄えないというのであれば、基準を満たさないといけないので、しっかりとそこら辺は整備をしていこうと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ございませんか。11番 内間広樹議員。

○ 11番 内 間 広 樹 議員

31ページのほうが分かりやすいのかなと思うんですけども、お聞きいただければと思います。31ページの断面図の左の図面なんですけれども、両サイドに車路をつくって畑に出入り、機械がしやすいように車路が造られているというふうに思うんですけども、これまでのこの関連する事業で、このコンクリートで打ったこの車路がかなごできれいに仕上げられているんですけども、雨の日も農作業をするときに、ここに足を置くと滑って転んでしまったということがあって、そこはぜひかなごでじゃなくて、私は左官のプロではないんですけども、恐らく木ごで仕上げればちょっとザラメが出るのではないかというふうに思うので、そういう転倒防止のためにもこの車路道の仕上げ方、少し考えていただけないかというふうに思うんですけども。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

建設課長 知念利次君。

○ 建設課長 知 念 利 次 君

この件に関しまして、このタイプにした当時、農家から雨降りに雨靴を履いたりとかして、滑ったりするという話を耳にしました。それ以降、かなごでじゃなくてほうき仕上げということで、コンクリートに線を入れた感じで滑りにくいタイプには、今現在施工。以前はそのままの状態ではあるんですけども、去年ぐらいからそういう方法をとって業者には指導はしております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第12号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第12号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第12号 村営アキナ地区土地改良事業の施行について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第12号 村営アキナ地区土地改良事業の施行について、原案のとおり可決されました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第10 議案第13号 伊江辺地に係る総合整備計画の策定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 名城政英君。

○ 村長 名城政英君

議案第13号 伊江辺地に係る総合整備計画の策定について、提案理由を申し上げます。

今回の伊江辺地総合整備計画は、令和5年度から令和9年度までの5年間計画の策定となります。辺地総合整備計画の策定は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づきまして、あらかじめ県知事と協議を行い、県知事からの回答をもって議会の議決を得る必要がございます。したがって、令和6年2月に沖縄県知事と協議を行い、令和6年3月5日付で、県知事から総合整備計画の策定協議について、異議がない旨の通知を受けておりますので、今議会に伊江辺地に係る総合整備計画の策定の案を上程させていただくものでございます。

なお、内容の詳細につきまして、企画課長から説明を行いますので御審議のほど、よろしく願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

企画課長 島袋英樹君。

○ 企画課長 島 袋 英 樹 君

それでは伊江辺地に係る総合整備計画の策定について、御説明いたします。

お手元に配付しております総合整備計画書をお開きください。1. 辺地の概況(3)でございますが、本村の辺地度点数が143点であります。100点以上が辺地指定要件となっております。2. 公共的施設の整備を必要とする事情でございますが、本村の概要及び施設整備状況、離島の地理的特殊性の実情と総合的、計画的な公共的施設整備の必要性を記載してございます。①農漁業経営の近代化のための施設では、営農について、引き続きかんがい施設の整備に係る畑地かんがいの効率化と農地防風林の整備の必要性を記載しております。また農村生活環境の改善を図るため、農業集落排水事業を推進中であり、施設を整備することで、生産性の高い農業の実現と活力ある農村社会の形成及び、海浜の水質保全の環境改善を図る必要性を記載しております。実施予定の事業といたしましては、団体営農地保全整備事業、農業基盤整備促進事業、県営かんがい排水事業、農業集落排水事業等を計画してございます。

②観光またはレクリエーションに関する施設につきましては、従来の「観る」観光から「スポーツ」・「体験」する観光リゾートづくりに結びつけ、スポーツ施設の活用による観光客とのスポーツ交流施設として、観光振興の促進または交流人口の増加を図ります。また、製造施設かつ観光施設として特産品加工施設の機能拡充を図り、島内産業振興の促進や観光客受入に対応した新たな「滞在型」観光リゾートづくりの必要性を記載しております。実施予定事業といたしましては、野球場サブグラウンド施設整備をはじめ、B&G艇庫新築工事、伊江村青少年旅行村改修実施工事、伊江島蒸留施設機能拡充事業を計画してございます。

次のページでございます。③消防施設につきましては、消防自動車の老朽化により、緊急時の迅速な消火活動に支障をきたしているため、村民の安全を守るためにも、近代的な消防車を整備し消防力の強化を図る必要性を記載してございます。実施予定事業といたしましては、小型動力ポンプ付水槽車整備事業、沖縄県消防指令センターシステム整備事業を計画してございます。

3. 公共的施設の整備計画の表でございます。令和5年度から令和9年度までの5か年の農業経営の近代化のための施設、観光またはレクリエーションに関する施設、消防施設の事業費、特定財源、一般財源、辺地対策事業債の予定額を記載してございます。合計事業費で49億896万3,000円、財源内訳の特定財源が39億4,710万円、一般財源9億6,186万1,000円、一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額9億990万円とするものでございます。

次の資料の伊江辺地公共的施設整備計画の概要は、各事業の令和5年度から令和9年度までの年度ごとの

事業費を記載してございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。9番 亀里敏郎議員。

○ 9番 亀 里 敏 郎 議員

大きい資料の、観光またはレクリエーションに関する施設で、(2) B&Gの艇庫新築工事について伺います。先ほどの並里議員の一般質問で、村長との議論がありましたけれども、村長のほうから大変いいアイデアがありました。「この艇庫を少しビーチエリアに近づけよう」ということで、そこでこのB&G艇庫新築工事で、どういう規模なのか。そしてこの中の機具といたしますか。カヌーとかカヤックとかあります。その辺を教えてください。こうして場所をみると。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

教育行政課長 新城米広君。

○ 教育行政課長 新 城 米 広 君

旧艇庫の大きさとほぼ同等で、新しい艇庫を今計画をしております。その艇庫には事務所も一つつけまして、複合的にできるような形、屋上では監視もできるようなことを考えております。場所については、現在の遊泳の地区の南側、監視塔の後ろ側といたしますか。もう少し細かく言うと旧シャワー棟の2つあるところのその位置当たりにつくるという計画になってございます。備品、カヌーなどの備品については、現状があまりにも老朽化しておりまして、艇庫のほうも屋根が穴が開いて雨ざらしになっておりますので、安全に使えないということもございまして、新たに購入を計画しております。それで安心、安全に使用できるような状況でやっていきたいと考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

9番 亀里敏郎議員。

○ 9番 亀 里 敏 郎 議員

こういう資料、財源もかなり共有するわけですけども、度々できるものではないので、先ほどの並里議員との議論の中での村長の答弁を私は大変支持したいと思っておりますので、ぜひこの際にこの施設が今までのように、私は見たことがなかったんです。あの施設を利用してというのが。しかしこれを今後、民泊の子供たちも使えるような、そういう場所的にもそして何といたしますか。機具といたしますか、カヤックとかカヌーとか、そういうのが気楽に使えることが、ぜひこの機会にさせていただきたいということを強く望むんですけども、村長いかがでしょうか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 名城政英君。

○ 村長 名 城 政 英 君

先ほど課長から説明がありましたが、今回の体育館のほうは防衛の事業でつくらせていただきましたが、今回のこの艇庫をつくるにあたりましては、どうしてもB&G財団からの融資も受けてくて、そちらとのこの指導員の育成とか、それも含めてやりたいというのが、前村長からの引継ぎでございます。ただ先ほどの新しい船艇といたしますか、機材については、これはB&Gの補助金でつくることによって、そしてこの艇庫の船艇も、向こうから支援があるんです。ですから特に今回は、砂浜を活用して船を降ろしていかないといけないということですから、前にあった大型のあれは何というか、カッターとかあるじゃないですか。あれはどうしても車両を使って降ろしていかないといけないということですから、ああいったものは配備するの

をやめて、気軽にこう持ち運びできて安全性の高いもの。特にカヌーについても、これは浅いところが一番カヌーは危ないです。私みたいにスマートだったらいいんですけども、いっぱいの人がありますから、そういったものではなくて、先ほどから亀里議員からありますように、素人の方でも訓練していなくても、安全的に使える、今最近流行っているスタンドアップ、サップというんですか。ああいったものとか、安全性の高いものを配備していただくように、また今後B&Gのほうにはお願いをしながら、一部はどうしても購入していかないといけない部分も出てくるだろうと思いますが、そういうふうにもまた魅力あるビーチをしていくためにも、そういった施設はしっかりと有効に活用していくための努力もしていきたいと考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

9番 亀里敏郎議員。

○ 9番 亀 里 敏 郎 議員

ぜひこれをいかしてほしいと思います。ビーチは海水浴にはちょっと使いにくいような感じがしますので、せめてこういう施設、こうして機具をぜひ使ってもらうような最大の努力をしていただくことを切にお願いして質疑を終わります。よろしくをお願いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

休憩します。

(休憩時刻12時00分)

再開します。

(再開時刻13時27分)

午前中に引き続き質疑を許します。

2番 知念邦夫議員。

○ 2番 知 念 邦 夫 議員

5番と6番の県営かんがい排水事業、東部地区それからミースィ・唐小堀地区の事業、どのような事業か。お願いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

伊江東部地区とミースィ・唐小堀地区の事業概要ということですが、当該事業は平成24年から令和7年までの13年間で計画しております。議員御承知のとおり、かんがい排水事業ですので給水栓を設置していくという事業になっております。ミースィ・唐小堀地区につきましても、同様に県営のかんがい排水事業となっているところです。こちらは平成29年から令和6年度の8年間、事業を実施することになっております。村としては、県営事業ですので、県の各年度の事業費の4.5%を負担するという形になっております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

2番 知念邦夫議員。

○ 2番 知 念 邦 夫 議員

これは一応、令和6年と令和7年には終わるということですが、この後は給水できるということでもよろしいわけですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

事業の進捗につきましては、全体の土地改良事業は農地の村整備、管理計画という、管理計画に基づいて事業を進捗させていただいております。こちらの計画上では、今そのような計画期間になっておりますが、御存じのとおり集落排水に代表されるように、予算のつき具合などによって、事業が延びる傾向が直近あり

ます。ただ今、現時点での計画上はそのようになっているため、こちらには計画期間を表記しているように計画しているということになります。村としては引き続き、事業が計画どおりに実施できるように予算の確保を努めていただくように要請、引き続き続けていきたいと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ございませんか。3番 宮城弘和議員。

○ 3番 宮 城 弘 和 議員

観光またはレクリエーションに関する施設のB&G艇庫新築工事についてお伺いしますけれども、この財源内訳を見ますと、特定財源で5,000万円の特定財源がございますが、それは全てB&G財団の助成金ということで御理解してよろしいでしょうか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

教育行政課長 新城米広君。

○ 教育行政課長 新 城 米 広 君

5,000万円が上限となっております、B&G財団の補助金となっております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

3番 宮城弘和議員。

○ 3番 宮 城 弘 和 議員

先ほど一般質問の答弁でもございましたけれども、令和6年度についてはB&G財団からの助成金がないというようなことで、その令和6年度の工事については、若干令和7年度にずれるということのご理解でよろしいですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

教育行政課長 新城米広君。

○ 教育行政課長 新 城 米 広 君

村としましては、もちろん令和6年度ということで考えていて、当初予算に計上したところでございますが、村長からの答弁でもございましたとおり、見送ることになったということでB&G財団から3月1日に通知があり、今回は先送りしようということになってございます。令和7年度においては、もちろん艇庫は新築が必要ですので、こちらのほうを補助金請求をしていく予定ではございますが、またもしこのB&G財団のほうでは厳しいということがありましたら、またそのときには補助事業をほかのものでも検討していったらと考えてございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

休憩します。

(休憩時刻13時32分)

再開します。

(再開時刻13時33分)

村長 名城政英君。

○ 村長 名 城 政 英 君

先ほど宮城議員からの御質疑に対して、教育行政課長から令和7年度にもしできなかった場合には、他の事業を検討していきたいという話があったんですが、そういうことではなくて、これまでB&Gとの関係で、体育館そしてプール、艇庫等、これまで事業をお世話になりながらやってきました。そういうことでどうしてもB&G財団の本部から、艇庫だけでもどうしてもB&Gとのこれからのつなぎも含めて、これまでの付き合いも含めて、ぜひB&G財団との関わりを持ってほしいということで、艇庫だけはB&Gの事業でやるということで、島袋前村長からの引継ぎでやっていますので、正直言うとほかの事業をやったほうが補助金も高いということも考えられますけれども、B&Gの艇庫ということで銘打ってその事業を使うことによっ

て、B&Gとの指導員の育成研修とか、そういったこともできますし、今後またこの船艇の引継ぎ、この5,000万円の中に船艇も今回入っていますけれども、次の船艇、新しい船艇が出てきたときに、またそういった補助事業もできるということもありますので、他の事業を今検討することではなくて、引き続き早めにこの艇庫が、B&Gのこの事業でできるように、私からもまた東京に行くときに要請をしていきたいと思います。

先ほどの教育行政課長の答弁は、削除させていただきたいと思います。お願いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第13号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第13号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第13号 伊江辺地に係る総合整備計画の策定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第13号 伊江辺地に係る総合整備計画の策定について、原案のとおり可決されました。

日程第11に入る前に、昨日宮城弘和議員から質疑のあった、農林水産課長に対しての答弁漏れがございましたので、発言を許します。農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦崎 悟 君

昨日、宮城弘和議員の一般質問において、私の答弁に一部誤りがありましたので訂正させていただきたいと思います。まず本村の園芸施設共済の補助率ですが、平成14年から6分の1の補助で実施しております。こちらは昨日の答弁と一緒にございます。園芸施設共済掛金の半額を国が補助し、残り農家負担額の6分の1を村が補助しております。

次に、補助金交付要綱についてどうなっているかとの質問がありましたが、答弁において、伊江村の補助金交付規則及び交付要綱に基づいて交付していると承知していると答弁しました。調べましたところ、当該交付金の交付要綱が整備されておらず、農業共済組合から毎年の実績の報告及び請求書のみによって、内容を確認し補助金を支出している状況でありました。このような状況になっている要因ですが、当該補助金が開始された経緯として、農業共済組合が平成元年から当該事業、共済保険金を開始しておりますが、段階的に保険掛け率が高くなって農家の加入が難しくなってくるということが浮き彫りになって、沖縄県が平成14年から平成22年の間、農業共済普及事業に対して補助を実施しました。それにあわせて、伊江村も含めてほかの自治体も県と同様に市町村分として補助を実施している状況であります。本村は、県の補助金交付要綱に当初は基づいて準じて実施していたと想定されます。しかしながら、平成22年以降は、県の事業も終了しておりますので、よりどころとなる交付要綱をそのときにしっかり整備して助成しなければいけなかったものと考えております。

今後収入、保険制度、補正によって成立しましたら、収入保険制度の補助金交付要綱とあわせて園芸施設共済の補助金交付要綱もしっかり整備して適正な事務執行に努めてまいりたいと思います。事務手続の不備、御指摘いただき、反省してしっかり内部統制、事務の決裁を確認しながら進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

進行します。日程第11 議案第14号 伊江村過疎地域持続的発展計画の変更について、議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。村長 名城政英君。

○ 村長 名城 政 英 君

議案第14号 伊江村過疎地域持続的発展計画の変更について、提案理由を申し上げます。

伊江村過疎地域持続的発展計画は、令和3年度から令和7年度までの5年間計画を、令和4年1月28日議会で可決いただき事業を推進しておりますが、今回新規事業の伊江港荷さばき施設整備事業の追加に伴い、過疎地域持続的発展計画の一部変更を行う必要がございますので、上程させていただくものでございます。

なお、過疎地域の持続的発展計画の変更につきましては、あらかじめ県知事と協議を行い、議会の議決を得て総務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣に提出する必要があるとございます。そこで令和6年2月に沖縄県知事と協議を行い、令和6年2月27日付で、県知事から過疎地域持続的発展計画の変更協議について、異議がない旨の回答を得ておりますので、今議会に提案させていただくものでございます。

なお、変更内容につきまして、企画課長から説明を行いますので御審議のほど、よろしくお願いたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

企画課長 島袋英樹君。

○ 企画課長 島 袋 英 樹 君

それでは議案第14号 伊江村過疎地域持続的発展計画の変更について、御説明いたします。

変更内容については、議案とともに新旧対照表を配付してございますので、資料に基づき説明をさせていただきます。

過疎地域持続的発展計画新旧対照表1ページを御覧ください。今回は、伊江港荷さばき施設整備工事の追加に伴い、現況と問題点に本事業の課題点、そしてその対策の部分に整備後に期待される効果などの文章の追加をしてございます。

続きまして2ページを御覧ください。区分6. 生活環境の整備の26ページ表中の事業名、その他へ、事業内容、伊江港荷さばき施設整備工事を追加してございます。

以上で、議案第14号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。8番 島袋義範議員。

○ 8番 島 袋 義 範 議員

これを見て疑問に思った点があるので質疑をします。既に荷さばき施設は完成じゃないかと思うんですけども、そういう市町村計画というのは、着手する前に変更すべきじゃないかと思っておりますけれども、どんなですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

企画課長 島袋英樹君。

○ 企画課長 島 袋 英 樹 君

今回、事業計画を変更というのは、事業を確定する前、おっしゃるには昨年、1年前が適切な時期ではないかと思っておりますが、一応この過疎計画、事業計画を立てまして軽微な変更と議会の議決を要する、今回は新規追加となっておりますので、議会に上程している経緯でございます。計画のこの事業起債を当初年度、県

に御相談させていただき段階において、ある程度この事業概要については、事前に県に事務手続内々で職員レベルでの調整は、既に行っておりますが、ある程度の事業内容の実施等、そして内容そして工事、借入れ起債するにあたっての事業確定してあとのもろもろがある程度、煮詰まった段階、そういう段階において分かり次第、事前協議を県に送る段階の事務の内容が精査して、固まってから事前協議を行うという経緯もございまして、それを踏まえてオーケーをいただいた中で、次のステップで今回、議会に上程する。今回の事案につきましても、ある程度この事前協議がまとまる内容の事務のレベルが固まったのが、年明けて1月だったと。そして2月に事前協議をやったという経緯がありまして、今回の3月定例会において上程したという経緯でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

8番 島袋義範議員。

○ 8番 島 袋 義 範 議員

今度、変更計画なんです。計画の変更についてなんです。だから、この荷さばき対策というのが、前までにあって、内容が荷さばきの例えば面積が大きくなるとか。内容に変更があって変更なら分かるけれども、これは明らかに新規事業ですよ。だから私はこれ着手する前に変更すべきじゃなかったのかということを知っているんです。どんなです。もう荷さばき工事、これで終わろうとするんですよ。1年タイミングがずれていないかと知っているんです。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

休憩します。

(休憩時刻13時46分)

再開します。

(再開時刻13時47分)

副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

議員の御指摘は計画の変更なので、速やかに計画を立てるべきだろうというお話なのかなと、私は認識しております。また議員におかれましては、行政の経験もありますから御存じだと思いますが、起債をするという前提でこの計画というのもありまして、一括交付金事業を基にこの施設整備が進められていくわけなんです。単年度事業となっております。この一括交付金自体がです。その中で計画を立てて設計をし、施工する中で、いろんな変更とかがあったりするときに、この起債計画、過疎地域計画のこの手続においても、全体の事業費がまとまらないと、事前協議がまとまらないというのがあります。年度内であればこの工事の期間内であれば、この計画自体の変更はできるんです。ですから手続自体に瑕疵があるわけではなくて、ただ議員がおっしゃるとおり、計画だからもっと早めにやるべきじゃないかということも理解はできます。そういうふうに手続上、この計画は企画と総務のほうで練っていくわけなんですけれども、どうしても県との協議の中で煩雑な手続とかがあるものですから、今回3月の定例会で上げていることに関しましては、真摯に議員の皆様へ説明するのは遅れた感は否めませんが、手続として瑕疵はないということをお理解いただけないかと思っております。とにかくこの手続が県との調整で予算の内訳、事業費が固まらないと協議ができないという悩ましいところもありましたので、3月定例会に上程することに対しまして御理解をいただければと思います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

8番 島袋義範議員。

○ 8番 島 袋 義 範 議員

私が言っているのは、例えば去年でこの新規なんだから、荷さばき事業については、去年の3月の時点で入っていて、金額が決まったら5,000万円借りるのか、3,000万円借りるのか分からないけれども、そういう

変更だったら意味が分かるけれども、新しい事業がもう年度終わり、事業ももう既に終わろうとしている。向こうで終わっているんじゃない。そういう時期的にタイミングが遅かったのではないかと聞いています。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

休憩します。 (休憩時刻13時50分)

再開します。 (再開時刻13時51分)

企画課長 島袋英樹君。

○ 企画課長 島 袋 英 樹 君

ただいまの御質疑なんですが、この伊江港荷さばき施設の工事、一括交付金でございまして、令和4年度に設計を行いまして、令和5年度実施工事を行っております。この昨年1年前のこのタイミングの時期においては、実施設計が終わって令和5年度の実施工事がまだ交付決定をいただく前でもあった。しかし実施に向けて、ある程度概算的な工事ははじき出されていたんですが、実はその後、交付決定をいただいた後に、実際に数量の部分において、事業費の確定が大分流動的で遅れていた部分も正直ございます。そういったことでこの事業については、新規追加がこのタイミングになったと。

議員がおっしゃる部分の、ある程度固まった段階におけるこの今回の変更についての上程するタイミングの部分については、ちょっと勉強させていただいて、やはり議員が疑問におっしゃる部分についての明確な、この事務手続の部分においていま一度勉強、精査させていただきたいというふうに思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第14号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第14号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第14号 伊江村過疎地域持続的発展計画の変更について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第14号 伊江村過疎地域持続的発展計画の変更について、原案のとおり可決されました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第12 議案第15号 沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

議案第15号 沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更について、提案理由を申し上げます。

沖縄県消防通信指令施設運営協議会を設ける普通地方公共団体に、浦添市が加入すること及び沖縄県消防指令センター全体更新整備事業を推進するにあたり、同協議会規約を別紙のとおり変更することについて協議する必要があるため、地方自治法第252条の6の規定により、議会の議決を求めるものです。

詳細につきましては、総務課長のほうより御説明させますので、御審議のほど、よろしく願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 西江 忍君。

○ 総務課長 西 江 忍 君

沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の一部を変更する内容について、新旧対照表を用いて御説明いたします。新旧対照表をお願いいたします。

3条中「石垣市」の次に「、浦添市」を加える改正を行い、5条中「石垣市長」の次に「、浦添市長」を加える改正を行っております。

新旧対照表、次のページをお願いいたします。第17条第1項に、次のただし書きを加え、とし、「ただし、消防指令施設等の整備については、関係団体の長が協議により定めた特定の団体（以下「実施主体」という。）の当該事務に関する条例、規則等を関係団体の当該事務に関する条例、規則等とみなして、当該事務をその定めるところにより管理し、及び執行するものとする。」と定めております。

第17条第2項中、関係団体の長の次に、「及び実施主体の長」を加える改正を行い、第18条第3項中、「比謝川行政事務組合特別会計」を、「協議会の事務所を置く関係団体の会計」に改める改正を行っております。第18条第3項に次のただし書きを加え、とし、「ただし、消防指令施設等の整備の財務会計に関する事務は、実施主体の会計において処理するものとする。」と定めてございます。附則で、施行期日を定め、この規約は、令和6年4月1日から施行する。と定めてございます。今回の規約の改正につきましては、現在の消防通信施設運営協議会に、浦添市が新たに加わることと。現在、更新を行っておりますセンター119の通信指令施設です。そこが令和8年度に全体更新を見据えて事業が開始されることから、今回実施主体となるうるま市が新たな事業主体となっております。このうるま市の条例規則でもって、この更新に係る財務等をうるま市の規則でもって行うことと定めてございます。

以上をもちまして、議案第15号 沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更についての説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第15号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第15号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第15号 沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第15号 沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更について、原案のとおり可決されました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第13 議案第16号 伊江島蒸留施設機能拡充事業整備工事（建築）の請負契約の変更について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 名城政英君。

○ 村長 名城 政 英 君

議案第16号 伊江島蒸留施設機能拡充事業整備工事（建築）の請負契約の変更について、提案理由を御説明申し上げます。

契約の目的は、令和4年度繰越明許費予算にて実施中の伊江島蒸留施設機能拡充事業整備工事による建築工事の請負金額の改定でございます。

（イ）変更前の請負金額が1億7,996万円、（ロ）変更による増額契約額が660万円、（ハ）変更後の請負金額が1億8,656万円でございます。

契約の相手方が、有限会社 蔵下組・株式会社 金城鉱山特定建設工事共同企業体。代表者、伊江村宇川平223番地、代表取締役 蔵下 進と工事改定契約をしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

なお、工事の変更内容につきまして、商工観光課長から説明させますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

商工観光課長 金城幸人君。

○ 商工観光課長 金城 幸 人 君

それでは添付してあります資料を基に御説明させていただきます。伊江島蒸留施設機能拡充事業につきましては、沖縄北部連携促進特別振興事業を活用し、令和4年度から事業を実施しております。

資料の平面図を御覧いただきたいと思っております。施設の薄緑色で色付けしている部分は、追加で増築した部分となっております。増築した施設の屋根と天井との間に、距離があることから天井を支えるための補強が必要となったため、鉄骨を追加いたします。建物内にある3か所の入り口扉が塩害により腐食しており、扉の取替工事も追加となっております。また施設の看板についても当初、既設のものを再利用することとなっておりますが、撤去時に腐食が確認できたことにより、施設看板の取替工事も追加となっております。なお、工期は3月29日までとなっております。

以上、御審議のほど、よろしく願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。6番 並里晴男議員。

○ 6番 並 里 晴 男 議員

今回の変更箇所につきましてお聞きしますが、まず天井支持の補給による鉄骨の追加というのは、これ何本であるのか。鉄骨の形状はどういった形状であるのか。それと扉の張り替え3か所ではありますが、扉は既製品なのかどうか。それと看板設置の2か所は、先ほどの説明で以前あったものを使いたかったが、撤去時に腐食とかが見られたということなんです、撤去時はいつだったのかお伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

休憩します。

(休憩時刻14時04分)

再開します。

(再開時刻14時05分)

建設課長 知念利次君。

○ 建設課長 知 念 利 次 君

鉄骨の本数については、内訳書があるんですけども、本数はなくてキロ数しか表示とか、数量がないものですから、並里議員ちょっとすみません。ここにある資料で今、トン数しか表示されていないものですか

ら、これは後ほどということ。

あと、扉に関しては既製品ということになっております。看板の撤去に関しても、その辺も不明でありますので、後ほど調べて報告したいと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

6番 並里晴男議員。

○ 6番 並 里 晴 男 議員

厳しいことの追加契約だということかと思いますが、先ほど660万円の変更金額ですが、これはこの事業の中で変更契約、つまり補助事業の対象なのかということについてなんです、それだけ入札残があったということで、今回こういう追加もできたのか。そういう予算の範囲というのもお聞かせ願えますか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

商工観光課長 金城幸人君。

○ 商工観光課長 金 城 幸 人 君

工事の予算残が残っておりますので、その残の中で今回、請負契約の変更について、上程しているところでございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

6番 並里晴男議員。

○ 6番 並 里 晴 男 議員

先ほど工事の残といいますと、この補助事業としていろいろと申請して、この事業の中の入札残、それとも、工事をするときには村単費とかが、いろんなことで補助事業の対象にならないとかで、予算が余っていたりとかということもあるわけですが、全て事業の中の追加契約ということで認識してよろしいですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

商工観光課長 金城幸人君。

○ 商工観光課長 金 城 幸 人 君

こちらも事業費の中に含まれておりますので、補助対象となっております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

6番並里晴男議員の本件に関する質疑は、既に3回になりましたが、会議規則第55条ただし書きの規定によって、特に発言を許します。6番 並里晴男議員。

○ 6番 並 里 晴 男 議員

今回、ぎりぎりの工期の中で追加契約をすると、やはり請負業者としても大変厳しいところもあるのかとしたりもします。天井の補強につきましては、中間あるいは途中で、当然知るべきことじゃないかということだと思います。工程会議でしっかりとできるということをやったということを知っていますが、ぜひ設計の段階でもうちょっとゆとりのあるような事業執行を要望しまして質疑を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

建設課長 知念利次君。

○ 建設課長 知 念 利 次 君

今、並里議員の質疑なんですけれども、現場では確かに工期的ぎりぎりだということで、今の期間で工事を終わらすことはちょっと厳しいかと思っておりますので、こういった現場で変更が生じた場合は、打ち合わせも協議簿で、業者と発注者側お互いに変更をしています。その打合せ簿の中で今回のこの天井の補強箇所とか扉に関しては、先に変更対象ということで業者と発注者のほうでも、打ち合わせ協議を整えて、そこで工事は進めていますので、今回の議会で議決をされる工種に関しましては、先に協議は打合せ簿とかでは協議は

済ませて、現場では対応していますので、その辺は御了承ください。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

休憩します。

(休憩時刻14時10分)

再開します。

(再開時刻14時11分)

ほかに質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第16号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第16号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第16号 伊江島蒸留施設機能拡充事業整備工事（建築）の請負契約の変更について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第16号 伊江島蒸留施設機能拡充事業整備工事（建築）の請負契約の変更について、原案のとおり可決されました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第14 議案第17号 伊江村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

議案第17号 伊江村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を御説明申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号。以下「番号利用法等改正法」という。）により番号利用法別表第2の廃止等がなされるため、番号利用法等改正法の施行日までに、本条例を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、詳細につきましては、総務課長のほうより説明させますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 西江 忍君。

○ 総務課長 西 江 忍 君

今回の改正につきましては、行政機関間の情報連携をさらに推進すべく、国民の利便性向上や行政の効率化の観点から、デジタル社会の基盤であるマイナンバーについて、さらなる利活用の推進が求められていることから、マイナンバーの利用範囲を拡大することが目的となっております。それでは改正内容を御説明いたします。新旧対照表をお願いします。

第1条中「法第19条第9号」を「法第19条第11号」に改める。第2条各号を次のように改める。とし、1号個人情報 法第2条第3項に規定する個人情報をいう。2号、個人情報ファイル 法第2条第4項に規定する個人情報ファイルをいう。3号、個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。4号、特定個

個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。5号、特定個人情報ファイル 法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。6号、個人番号利用事務 法第2条第10項に規定する個人番号利用事務をいう。7号、個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。8号、情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。9号、特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。10号、利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

第5条第1項中「法第19条第9号」を「法第19条第11号」に改める。別表第1中「第4条関係」を「第4条第1項関係」に改め、別表第2中「第4条関係」を「第4条第1項及び第2項関係」に改める。別表第3中「第5条関係」を「第5条第1項関係」に改める改正を行っております。

附則といたしまして、この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。と定めてございます。

改正文では難しいので、特段今回の法律の改正、条例の改正におきまして、何が変わるのかというのを端的に申し上げますと、大きく4つの利用拡大が図られております。まず1点目が、社会保障制度や税制及び災害対策以外の事務でも、マイナンバーの利用を促進することとなっております。具体的に申し上げますと、理容師、美容師、小型船舶操縦士とか、建築士の国家資格、あるいは自動車の登録等に係る局に関する事務において、マイナンバーを利用し、これまであった各種手続における添付書類の省略化を図っております。

2点目に、マイナンバーの利用及び情報連携に係る規定の見直しを行っております。法律でマイナンバーの利用が認められている事務に準ずる事務。同じ同一性のある事務に限っては、マイナンバーの利用を可能としております。しかしながら、法律でマイナンバーの利用事務が求められている事務については、主務省令、管轄する省庁の省令で規定することで連結を可能としてございます。

3点目に、マイナンバーと健康保険証の一体化ということで、乳児に交付するマイナンバーカードについては、顔写真を不用としております。また健康保険証を廃止するとともに、マイナンバーカードによりオンラインの資格確認を受けることができない状況にある方が、必要な保険診療等を受けられるように、本人からの要求に求めて資格の確認書を提出することができるとされております。

4点目が、戸籍住民票への記載事項に氏名にフリガナを追加することができることとなっております。マイナンバーカードの記載事項にも同じく氏名にフリガナを追加することが、主な今回の改正の内容となっております。

以上をもちまして、議案第17号 伊江村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ございませんか。

休憩します。 (休憩時刻14時21分)

再開します。 (再開時刻14時23分)

ほかに質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第17号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託

を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第17号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第17号 伊江村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第17号 伊江村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第15 議案第18号 伊江村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

議案第18号 伊江村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

地方自治法の一部改正に伴い、職員と同様に会計年度任用職員にも勤勉手当を支給する必要がありますので、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、総務課長のほうより御説明させますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 西江 忍君。

○ 総務課長 西 江 忍 君

新旧対照表を用いて御説明いたしますので、準備のほうよろしくお願いいたします。第2条第1項中「休日勤務手当及び期末手当」を「休日勤務手当、期末手当及び勤勉手当」に改め、同項中「報酬及び期末手当」を「報酬、期末手当及び勤勉手当」に改める改正を行っております。

14条の次に次の1条を加えとし（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）第14条の2 給与条例第21条の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。2項 前条第2項及び第3項の規定は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。と定めてございます。

対照表を開けまして、第20条の次に、次の1条を加えとし、（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）第20条の2 給与条例第21条の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（村長が規定で定める者を除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第21条第2項中「勤勉手当基礎額にそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、死亡した日の現在。次項において同じ。）に受けるべき扶養手当の月額を加算した額」とあるのは「勤勉手当基礎額」と、同条第3項中「それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給与の月額」とあるのは、「それぞれの基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。2項 前条第2項及び第3項の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用すると定めてございます。

附則におきまして、施行期日を定め、この条例は令和6年4月1日から施行すると定めてございます。

以上で、伊江村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。

質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第18号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第18号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第18号 伊江村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第18号 伊江村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

休憩します。

(休憩時刻14時30分)

再開します。

(再開時刻14時43分)

先ほどの日程第13 議案第16号の質疑に対して、商工水産課長の答弁漏れがございましたので、これを許します。商工観光課長 金城幸人君。

○ 商工観光課長 金 城 幸 人 君

先ほど、並里晴男議員から御質疑がありました件につきまして、答弁漏れがございましたので、お答えさせていただきます。

まず1点目でございますが、鉄骨の形状と本数についてでございますが、鉄骨の形状につきましては、C型鋼材100ミリ掛ける50ミリ、20本でございます。長さが6.5メートルとなっております。あと1点、看板を撤去した日はいつだったかということでございますが、昨年12月22日でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

進行します。日程第16 議案第19号 伊江村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

議案第19号 伊江村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を御説明いたします。

地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当の支給が可能となったことにより、本条例を一部改正する必要がある。というのが、本条例案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、総務課長より御説明させますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 西江 忍君。

○ 総務課長 西 江 忍 君

今回の条例改正につきましては、育児休暇中の会計年度任用職員の勤勉手当の支給に対し、これまでは対象外とする内容の文言がありました。その文言を削除する改正となっております。それでは新旧対照表を用いて説明いたしますので、新旧対照表をお願いいたします。

第7条第2項中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)を除く。)」を削る。改正を行っております。

第8条中「会計年度任用職員」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する職員(以下「会計年度任用職員」という。))に改める改正を行っております。

附則で施行期日を定め、令和6年4月1日から施行すると定めてございます。

以上で、伊江村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。

休憩します。

(休憩時刻14時47分)

再開します。

(再開時刻14時49分)

質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第19号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第19号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第19号 伊江村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第19号 伊江村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第17 議案第20号 伊江村出産待機時の宿泊料の助成に関する条例を廃止する条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

議案第20号 伊江村出産待機時の宿泊料の助成に関する条例を廃止する条例の制定について、提案理由を御説明申し上げます。

伊江村出産待機時の宿泊料の助成に関する条例に基づく宿泊料の助成については、島外医療施設の受診等に係る通院費の助成金交付事業において、出産待機時の宿泊料の助成を行うこととし、本条例の廃止について、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めます。

なお、議案の内容につきましては、医療保健課長から説明させますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

医療保健課長 万寿祥久君。

○ 医療保健課長 万 寿 祥 久 君

議案第20号 伊江村出産待機時の宿泊料の助成に関する条例を廃止する条例の制定について、御説明申し上げます。

伊江村出産待機時の宿泊料の助成に関する条例は、村営船舶が台風時の気象状況等により運航が危惧される場合や、妊婦の身体的状態やその他の事情で出産待機のために、村外で宿泊をした際の宿泊料を助成し、安心して出産が迎えられるよう支援することを目的としております。助成の内容につきましては、対象者を村に住所を有する妊婦と、その付添人とし、助成金の額は1泊当たり、一律5,500円とし、日数は妊婦が10日、付添人は5日を限度としております。本議案を上程し、条例を廃止する理由につきましては、先ほど副村長から提案理由がございましたが、昨年9月に当該医療施設の受診等に係る通院費の助成金交付要綱を制定し、がん患者や小児慢性特性疾患児童と、指定難病患者などの通院費について助成を行っているところでございます。令和6年度から沖縄県の離島患者通院費支援事業の補助金交付要綱に準じて、出産待機時の宿泊助成につきましても、村外医療施設の受診等に係る通院費の助成金交付要綱に加えて、子育て支援としての通院費助成事業を適正に執行するため、本条例を廃止するものでございます。

附則としまして、第1項で令和6年4月1日から施行するとします。第2項で、この条例の施行期日における廃止前の伊江村出産待機時の宿泊料の助成に関する条例に基づく助成については、なお従前の例によるものとします。

以上で、議案第20号 伊江村出産待機時の宿泊料の助成に関する条例を廃止する条例の制定についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。8番 島袋義範議員。

○ 8番 島 袋 義 範 議員

島外医療施設の受診等に係る通院費の助成交付事業、この交付要綱を私は持っていないので分からないけれども、難病とか、なんとかを対象としているというふうに書かれていたと思うんだけど、出産待機時の宿泊料もというふうに追加しないといけないと思いますけれども、どうなっています、お伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

医療保健課長 万寿祥久君。

○ 医療保健課長 万 寿 祥 久 君

議員のお説のとおり、昨年9月に定めました要綱、島外医療施設の受診等に係る通院費の助成金交付要綱におきましては、別表のほうでがん患者とか、指定難病、小児慢性特定疾患です。別表のほうにこの該当する疾病のほうを記載しております。この離島患者の県の支援事業につきましては、従来から妊産婦の宿泊通院のほうも対象となっておりますが、村はこの要綱制定の前に妊産婦については、それぞれ独自の条例を定めておいて、昨年9月には定めのない追加のものだけを別表に記載して、がん患者とか指定難病の方を対象とする要綱を制定しておりました。この新年度に当たってこの通院費に関する助成金の事務を円滑にするためにも妊産婦のほうも、この通院費に該当するものはこの要綱に統一して、事務事業を執行していきたいというものでございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第20号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託

を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第20号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第20号 伊江村出産待機時の宿泊料の助成に関する条例を廃止する条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第20号 伊江村出産待機時の宿泊料の助成に関する条例を廃止する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第18 議案第21号 伊江村陸上養殖場施設の設置及び管理に関する条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

議案第21号 伊江村陸上養殖場施設の設置及び管理に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

提案理由といたしましては、伊江村陸上養殖場施設の完成に伴い、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、本条例を制定する必要があるため、本条例案を提案するものでございます。

なお、詳細につきましては、農林水産課長から説明させますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

それでは説明させていただきます。お手元の条例を御参照ください。伊江村陸上養殖場施設の設置及び管理に関する条例の条文に基づき説明します。

第1条では、地方自治法第244条の2第1項に基づき、伊江村陸上養殖施設の設置について規定しております。2条では（名称及び位置）について。3条は、地方自治法第244条の2第3項に基づき指定管理者による管理を規定しております。4条は、指定管理者が行う業務の範囲、第1号から3号まで規定しており、第1号では陸上養殖施設の運営及び維持管理に関する業務、第2号では、その他陸上養殖施設の管理運営上必要な業務。第3号においては、前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める業務と規定しております。第5条は、（利用の許可）、第6条第1項は、施設の利用に係る料金として、法第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入として収受されるものとする規定しております。第2項において、利用料金は法第244条の2第9項の規定に基づき、村長の承認を得て指定管理者が定めるものと規定しております。第7条は（委任）として、この条例及び伊江村の公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に定めるもののほか、陸上養殖施設の管理に関し必要な事項は規則で定めるとしております。

なお、附則としてこの条例は、令和6年4月1日から施行すると規定しております。以上、説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。8番 島袋義範議員。

○ 8番 島袋 義範 議員

これまでの村が設置した施設の管理については、期限が5年とかあったような気がするけれども、この条例では期限はないけれども、漁協しかできないということでの期限を立てないのかな。農協でも出荷場でも5年とか集出荷場もあるんですよ。どうなのか。

○ 議長 渡久地 政雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦崎 悟君

議案のほうにも書いてあるんですが、地方自治法第244条の2のほうで、公の施設を新たに今度設置したので、設置したときには設置及び管理に関わる条項を今回、今説明した条例で定めております。スジアオノリの養殖施設を設置しますという公の施設が新たに設置されるということ、今条例でさせていただきました。また指定管理者の指定というふうになるとは思いますが、こちらはまた後日、地方自治法同じ第244条なんですけど、2の第6項に基づいて議案第24号で上程しておりますので、これから審議される日程となっておりますので、よろしく願いいたします。

○ 議長 渡久地 政雄 君

9番 亀里敏郎議員。

○ 9番 亀里 敏郎 議員

指定管理者を伊江漁協と想定して教えてください。5条の陸上養殖施設を利用する者について、どういう者が利用するのか。それと6条の利用料金とは、具体的にどういうものか。2点お願いします。

○ 議長 渡久地 政雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦崎 悟君

第5条の利用の許可、利用料金というのがあるんですが、基本的に指定管理者の指定をしたときに、この運営する指定管理者に村が特別に何かお金を渡したり、逆に村が指定管理者からお金を徴収したりということは想定してなくて、この陸上養殖施設を第三者が利用するとき、利用料金を取れるという想定を入れております。例えばですが、この事業は産学官で、大学とか民間企業の技術とか、伊江村が一緒になってこれまで取り組んできました。例えば今、一括交付金で活用した実証プラントの小さい水槽もあるんですが、そちらのほうで大学とかが、新たな養殖をチャレンジしてみたいと。使わせてくれないかと言った場合に、その指定管理者が研究で使う代わりに利用料金は取りましょうねということができるよう、こういうふうに書いています。その取る金額については、「村長の承認を得てから利用料金は決めてください」というふうにしています。通常のスジアオノリの養殖においては、すぐにだれかに貸すとかということは、今は想定はしていませんが、今後の可能性としてこちらに利用料金の項目を入れております。

○ 議長 渡久地 政雄 君

休憩します。

(休憩時刻15時05分)

再開します。

(再開時刻15時11分)

9番 亀里敏郎議員。

○ 9番 亀里 敏郎 議員

あと1点教えてください。指定管理させる行政として、これから製品づくりには人員も必要と思いますが、大体どのくらいの人数を想定されていますか。

○ 議長 渡久地 政雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦崎 悟 君

雇用者数、どのぐらい働くんですかということだと思いますが、今計画上、スタート時には10人の職員で12人です。現在いる漁協職員2人と新たに臨時職員10人を雇って、12人で稼働する予定をしております。こちら辺はもちろん我々も心配なので調整、大丈夫ですかというふうに伺っているんですが、おおむね現時点でも確保できているようです。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

9番 亀里敏郎議員。

○ 9番 亀 里 敏 郎 議員

12人でそれだけで大丈夫ですか、人員確保したとしても、この人件費は半端じゃないんです。そういう収支について、皆さん計算した上だと思いますけれども、12人も必要なのでしょうか。いかがでしょうか。指定管理を受ける側がオーケーかどうか分かりませんが、まだ指定管理されていないわけだから。行政として、10人でもいいよということですね。指定管理をさせる側がいうと、伊江村にはなかったような気がするんですけども、どうでしょうか。最初から10人というのは、いかがでしょうか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦崎 悟 君

今の経営、これだけの雇用を抱えて経営が大丈夫かという心配の上での質疑だと思いますが、もちろん事業計画をつくって事業を進めております。このときにスジアオノリの単価は結構こう辛く見ているといえますか。厳しく単価を見えています。議会の皆さんとも四国に私も行ったんですが、あのときに四国の養殖の単価を聞いたら、我々が積算している単価のほぼ2倍で売られていました。これは国内で100トン程度のスジアオノリの生産量があったんですが、天候の気象変動の影響などによって、国内で20トンぐらいしか採れなくなっているということで、単価が今上がっていると。今陸上養殖施設は整備がまだ終わっていないんですが、様々なところから引き合いもあります。ですから単価をしっかりと厳しく設定して、黒字が出る経営で今、収支の計画をつくっておりますし、この購買者、買いたいという方々のまだ出荷していない時期においても引き合いが強くなりますので、そこら辺は組合長はしっかりと経営感覚を持って取り組まれているので、我々も後押ししていきたい。この計画はしっかりした計画だと思っているところであります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第21号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第21号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第21号 伊江村陸上養殖場施設の設置及び管理に関する条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第21号 伊江村陸上養殖場施設の設置及び管理に関する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第19 議案第22号 伊江港荷さばき施設の設置及び管理に関する条例の制定について、議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

議案第22号 伊江港荷さばき施設の設置及び管理に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。提案理由といたしまして、伊江港荷さばき施設の完成に伴い、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、本条例を制定する必要があるため、本条例案を提案するものでございます。

なお、詳細につきましては、建設課長から説明させますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

建設課長 知念利次君。

○ 建設課長 知 念 利 次 君

それでは、伊江港荷さばき施設の設置及び管理に関する条例の条文に基づき御説明申し上げます。

第1条では、地方自治法第244条の2第1項に基づき、伊江港荷捌き施設の設置について規定しております。第2条では、(名称及び位置)について。第3条は、地方自治法第244条の2第3項に基づき、指定管理者による管理を規定しております。第4条は指定管理者が行う業務の範囲を、第1号から第5号まで定めております。第5条は(利用の許可)、第6条は施設の利用に係る料金として定めております。第7条は(委任)として、この条例及び伊江村、甲の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に定めているもののほか、荷さばき施設の管理に関し必要な事項は規則で定めるとしております。

なお、附則として、この条例は令和6年4月1日から施行すると規定しております。

以上で、説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。11番 内間広樹議員。

○ 11番 内 間 広 樹 議員

お伺いします。先ほどの条例とほぼ似た条例となっているんですけども、第6条の利用料金はこういったパターンでこの利用料金を発生することを想定しているのかお伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

建設課長 知念利次君。

○ 建設課長 知 念 利 次 君

この第6条の利用に係る料金の想定なんですけれども、この施設に係る管理のための利用料金であり、新たに指定管理を受ける側が、その施設に冷蔵庫とか冷凍庫等を設置したり、そこに荷物を預けたときに、電気料などが発生すると。それについての料金を収受するということの想定をしております。それも村長の承認を得て、料金を決定するということになります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

11番 内間広樹議員。

○ 11番 内 間 広 樹 議員

現行、船舶あるいは今入居している業者を使ってやるときには、この航送料というのか、輸送料をお払いして本部、あるいは本部から島に来ているんだけど、それ以外にそういう利用料金が発生するという事なのか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

建設課長 知念利次君。

○ 建設課長 知念利次君

今、議員がおっしゃったとおり貨物に預けて伊江港から本部港までフェリーで輸送しているんですけども、それはそれで貨物が受けています。ここでいう利用料金に関しては、あくまでもこのさっき言ったフェリーの貨物料ではなく、例えば特別な冷蔵庫とか冷凍庫を、指定管理者が個々に個別で設置した場合に、ここに預けた場合の電気料とか、そういった料金ということですので、二重に取るというわけではありません。今までどおり貨物が取り扱っている貨物に関しては通常発生します。それはそれですけども、先ほど言ったとおり、これはまた別という考え方でということです。

○ 議長 渡久地政雄君

休憩します。 (休憩時刻15時22分)

再開します。 (再開時刻15時25分)

ほかに質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第22号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第22号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第22号 伊江港荷さばき施設の設置及び管理に関する条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第22号 伊江港荷さばき施設の設置及び管理に関する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

○ 議長 渡久地政雄君

日程第20 議案第23号 伊江村体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内間常喜君

議案第23号 伊江村体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

伊江村野球場のサブグラウンド・ブルペンの完成に伴い、体育施設として設置及び管理する必要があるため、本条例の一部を改正したく本条例案を提案するものでございます。なお、改正内容につきましては、教育行政課長から説明させますので御審議方、よろしく願いいたします。

○ 議長 渡久地政雄君

教育行政課長 新城米広君。

○ 教育行政課長 新城米広君

伊江村体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明させていただきます。本条例はサブグラウンドの完成に伴い、名称及び位置及びその使用料について、関連する条の表を改めるものでございます。

新旧対照表を御覧ください。まず第2条は、施設の名称及び位置について定める条文ですが、第2条の表

中、体育施設の最後の項の次に「伊江村サブグラウンド・ブルペン」の項を加えるものであります。位置としまして、伊江村字東江前2422番地の1となります。次に、改正文を御覧ください。別表第3は、野球場の使用料の表となります。今回サブグラウンド及びブルペンは、野球場の附属施設となりますので、使用料に関しましては、その附属施設の項に追加を行います。表が少し複雑な表となりますので、附属施設の項の全部を改める形で上段にサブグラウンド及びブルペンの使用料を追加しております。よって改正分は、別表第3「附属施設の項」を次のページをお願いします。サブグラウンドの項を上段に追加した上で、「附属施設の項」に改めるとなります。サブグラウンドの区分ごとの説明をいたします。説明の前に、別表第3の全体の表の上段のほうに、区分や村内、村外及び利用料1時間当たりの利用料金の表記がございますので、附属施設の項のみを見ると分かりづらいと思いますが、御了承願います。

では説明いたします。改正文の最後のページを御覧ください。サブグラウンド、練習の場合は村内無料、村外は1時間当たり500円、大会・興行・練習試合・その他で使用する場合は1時間当たり、村内500円、村外1,000円、ブルペンにつきましては村内、村外どちらも無料としております。なお、附則といたしましてこの条例は令和6年4月1日から施行すると定めたいと思います。

以上で、議案第23号 伊江村体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明を終わります。御審議方、よろしく願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。7番 島袋 勉議員。

○ 7番 島袋 勉 議員

この表、改正後ちょっと分かりづらいと思いますが、照明施設に関しては、村内、村外横書きで表示しているんです。そしてサブグラウンドに関して、練習は村内は無料。そして大会・興行等に関しては500円。これ縦表示で、縦だったら縦で上のほうに、村内、村外の表示もしないと分からないじゃないですか。この分ちょっと枠が、最初見た感じが分かりづらいんですけども、今は教育行政課長から村内、村外と言われたから今初めて、大会でしたら「500円」が村内、村外が「1,000円」というふうに今、分かったんです。なんかこの表ちょっと分かりづらいんですけども、大丈夫ですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

教育行政課長 新城米広君。

○ 教育行政課長 新 城 米 広 君

ただいまの御指摘にお答えいたします。この附属施設の項です。別表第3は野球場というのがあって、その下に附属施設という表がございますが、説明で申し上げましたとおり、表全体では上のほうに村内、村外が表記されております。ですので、この附属施設の項だけを見ると分かりづらいということがございます。上からそのままつながっております。内部でも、この附属施設の今回、サブグラウンドを入れた部分が、上から続いているような状況であと照明施設が横になったような状況に見えることから、また村全体で例えば使用料について見直し等、そういったものが起こるときに、この表について、しっかり整理をして皆さんが分かりやすいような表に変えた上でやっていきたいと考えてございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ございませんか。

休憩します。

(休憩時刻15時33分)

再開します。

(再開時刻15時33分)

ほかに質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第23号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第23号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第23号 伊江村体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第23号 伊江村体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第21 令和6年度新規事業箇所等現場視察の件を議題とします。

お諮りします。全議員で、令和6年度新規事業箇所等現場視察を行い、視察終了次第、散会することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって全議員で、令和6年度新規事業箇所等現場視察を終了次第、散会することに決定いたしました。

(散会時刻17時15分)